

第2節 原子力安全・保安院	416
原子力安全	416
1. 経済産業省の原子力安全規制	416
2. 原子力安全・保安部会	418
3. 原子力施設の安全規制	418
3. 1. 実用発電用原子炉の審査について	418
3. 2. 加工施設について	419
3. 3. 再処理施設について	420
3. 4. 核燃料輸送について	420
3. 5. 新しい耐震設計審査指針について	420
3. 6. 原子力発電所の検査について	421
3. 7. 原子力施設の廃止措置について	422
3. 8. 放射性廃棄物の処分に係る安全規制について	423
3. 9. 原子力施設におけるトラブルについて	424
3. 10. 広聴・広報の充実について	424
4. 原子力防災対策	425
5. 2006年度の個別事例	426
産業保安	428
1. 産業保安監督部の発足	428
2. 電力の保安	429
3. 都市ガス及び熱供給の保安	429
4. 高圧ガスの保安	431
5. 火薬類の保安	433
6. 液化石油ガスの保安	434
7. 鉱山の保安	435
8. 産業保安監督部	439
8. 1. 北海道産業保安監督部	439
8. 2. 関東東北産業保安監督部東北支部	441
8. 3. 関東東北産業保安監督部	443
8. 4. 中部近畿産業保安監督部	446
8. 5. 中部近畿産業保安監督部近畿支部	449
8. 6. 中国四国産業保安監督部	452
8. 7. 中国四国産業保安監督部四国支部	456
8. 8. 九州産業保安監督部	460
8. 9. 那覇産業保安監督事務所	462

第2節 原子力安全・保安院

中央省庁の再編により、2001年1月6日に原子力安全・保安院が設置され、それまで、科学技術庁と資源エネルギー庁でそれぞれ実施していたエネルギー利用に係る原子力安全行政が一元化された。さらに、通商産業省の内部部局で実施していた産業保安行政も原子力安全・保安院へ移管され、原子力安全・安全保安行政が一元化・強化された体制で行われることとなった。

原子力安全

1. 経済産業省の原子力安全規制

(1) 概要

これまで科学技術庁が実施していた発電用燃料の製造、使用済燃料の再処理、放射性廃棄物の処分等の核燃料サイクルや発電用研究開発段階炉に関する原子力安全行政を原子力安全・保安院に一元化した。これにより、原子力安全行政は原子力安全・保安院に、原子力施設の立地などの推進行政は資源エネルギー庁電力・ガス事業部に整理された。

その結果、原子力安全・保安院は、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに発電用原子力施設に関する規制、これら施設の安全の確保、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保、及びこれら所掌事務に係る国際協力を所掌している。

(2) 原子力安全規制に係る所掌

原子力安全規制に係る所掌は、基本的に、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下、「原子炉等規制法」と略す。）に規定されている。「原子炉等規制法」の規定に基づく経済産業省の規制分野等は、『原子炉等規制法』に基づく安全規制の表のとおりである。

加工事業者、実用発電用原子炉及び発電用研究開発段階炉に係る原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者並びに廃棄事業者に係るものは経済産業大臣が所管し、試験研究炉、及び発電用以外の研究開発段階炉に係る原子炉設置者並びに核燃料物質使用者に係るものは文部科学大臣が所管することとなっている。事業所外運搬については、運搬物に関してはそれぞれ運搬物の規制を担当する大臣が、その他の事項に関しては国土交通大臣が規制担当大臣となっている。

表：「原子炉等規制法」に基づく安全規制

区 分		所 管
製錬		経済産業大臣
加工		経済産業大臣
原 子 炉	実用発電用原子炉	経済産業大臣
	実用船用原子炉	国土交通大臣
	試験研究炉	文部科学大臣
	研究開発段階炉	文部科学大臣（発電の用に供する原子炉を除く） 経済産業大臣（発電の用に供する原子炉）
使用済燃料貯蔵		経済産業大臣
再処理		経済産業大臣
廃棄		経済産業大臣
使用		文部科学大臣
事業所外廃棄及び受託貯蔵		文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣*
事業所外運搬		文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣*（運搬物確認） 国土交通大臣（運搬方法確認）

※廃棄物の発生者、保管の委託者、輸送物の使用者等の規制を担当する大臣がそれぞれ所管する。

(3) 最近の原子力安全規制の流れ

原子力安全・保安院は、2001年の組織発足以降、エネルギー利用に関する原子力安全を確保する組織として、様々な経験から得た教訓を踏まえて規制改革を行ってきた。

2006年9月19日には、原子力安全委員会において、1996年度からの原子力施設の耐震安全性に関する最新知見等の情報収集・整理を実施し、2001年6月にその調査の成果が取りまとまったことを受けて、改訂耐震指針(以下「新耐震指針」という。)(案)の検討に係る調査審議が行われ、パブリックコメントにおける意見等を踏まえ、耐震指針が改訂された。

2006年10月31日には、中国電力株式会社の俣野川発電所土用ダムにおいてデータ改ざんが行われていたことが明らかになったことをきっかけに、火力、水力及び原子力発電設備においてデータ改ざんや必要な手続きの不備等の問題が相次いで発覚した。

このような状況を踏まえ、原子力安全・保安院は、同年11月30日に甘利経済産業大臣の指示に基づいて全電力会社に対して総点検を実施するように指示を行った。その結果、原子力、水力、火力を合わせて316事案もの不正が明らかになった。そのうち区分Ⅰ(電気事業法等が安全を確

保するために設けている規制に抵触し、同法が確保しようとする安全が損なわれたもの又は損なわれたおそれのあるもの)に該当するものは、原子力分野で、北陸電力志賀原子力発電所1号機の臨界事故隠ぺいや東京電力福島第一原子力発電所3号機の制御棒引き抜けに伴う原子炉臨界等、計11事案、火力分野で計18事案、水力分野で計21事案存在した。

以上のような発電設備の総点検結果を踏まえ、2007年5月7日に「発電設備の総点検に係る今後の対応30項目の具体化のための行動計画」を公表し、これに基づいて主として次の対策を講じた。

電力事業者に対して、重大事故が経営責任者に直ちに報告される体制を構築すること等を内容とする保安規定の変更命令、原子炉内の制御棒の操作をしていない状態において、制御棒が動作したものについて事故報告の対象とするための省令改正、さらに作業手順書等の遵守を保安措置として位置づける等のための省令改正等に取り組んだ。また、水力発電施設についての技術基準適合命令等の対応も行った。

データ改ざんに伴う総点検について

総点検のねらい

- 過去の不正を前提に記録を改ざんし続けていくという悪循環を断ち切ること
- 不正を許さない仕組みを構築すること
- 事故やトラブルの情報を共有し、再発防止に生かすこと
- このような活動を着実に進めていくことにより、電力会社の体質を改善すること

経緯

平成18年 秋	電力会社において、データ改ざんが次々に明らかに。
11月30日	全電力会社に対し、すべての発電設備について、過去に遡り、データ改ざん等の問題がないかの総点検を指示。
平成19年 3月30日	各電力会社から総点検の結果について報告。
4月6日	各電力会社から再発防止対策について報告。
4月20日	今後の発電設備の安全確保の向上に具体的につなげるための30項目の対応策を公表。
5月7日	原子力安全・保安院の具体的な行動計画を公表。
5月21日	電力会社及びメーカーから、行動計画を受領。

評価結果

原子力、水力、火力を合わせて316事案。うち、法令に抵触し安全に影響があったもの(評価区分Ⅰ)は、 ○原子力:計11事案 (例) ・北陸電力志賀原子力発電所1号機の臨界事故の隠ぺい ・東京電力福島第一原子力発電所3号機の制御棒引き抜けに伴う原子炉臨界 ・東京電力榑柏崎刈羽原子力発電所1号機のポンプ起動の不正表示 ※平成15年10月の新検査制度の適用開始以降に法令に抵触する事例は報告されていない。
・水力:計21事案、火力:計18事案

行政処分と総点検結果を踏まえた主な対応

① 保安規定の変更命令(原子力) 評価区分Ⅰとされた4事業者7原子力発電所(9プラント)に対し、重大事故が経営責任者に直ちに報告がなされる体制を構築させること等を内容とする保安規定の変更命令。	⑤ 特別原子力施設監督官による特別な監視・監督の実施(原子力) 行政処分対象の7原子力発電所の監督を行わせるため、特別施設監督官7名を発令
② 保安規程の変更命令(水力、火力) 評価区分Ⅰとされた事案のあった10事業者に対して、主任技術者への十分な権限付与、保安教育の充実等を内容とする保安規程の変更命令。	⑥ 立入検査の実施(水力、火力) 125水力発電所と、5つの火力発電所について技術基準適合状況の確認のため立入検査を実施。
③ 技術基準適合命令(水力) 2水力発電所(東京電力(株)及び北陸電力(株))に対して技術基準に適合させるよう命令	⑦ 制御棒引き抜け等の報告義務化(原子力) 事故故障報告対象に制御棒引き抜け等に関する事項を追加(省令改正済)
④ 通常の定期検査に加え、期間を延長して特別な検査を実施(原子力) 直近の定期検査は、前倒し又は延長して実施	⑧ 検査制度見直しの一部先行実施(原子力) ・安全上重要な行為(起動・停止)への保安検査を実施 ・運転上の制限逸脱時に通報を求める

2. 原子力安全・保安部会

(1) 構成



図：原子力安全・保安部会の構成

(2) 概略

原子力安全をめぐる環境変化の中で、2000年7月、総合エネルギー調査会総合部会は、原子力の基盤の充実・強化、特に、安全基盤の確保の課題を指摘し、その検討を行う場として新たに「原子力安全・保安部会」を設置することを提案した。これを受けて、専ら原子力の安全規制に関する審議を行う場として、本部会が2000年12月に設置された。

省庁再編後の2001年1月、経済産業大臣から総合資源エネルギー調査会に対して、昨今の環境変化を踏まえた今後の原子力安全確保の在り方についての諮問が行われ、その検討が原子力安全・保安部会に付託された。

(3) 開催実績

2006年度における総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の開催実績は次のとおりである。

第22回（2006年7月6日）

- 原子力発電所の耐震安全性に関する最近の動向について
- 「検査の在り方に関する検討会」における検討状況について 他

第23回（2007年1月23日）

- 発電設備に係る総点検について
- 安全規制の制度整備について
- 最近の原子力安全・保安を巡る動向について 他

3. 原子力施設の安全規制

3. 1. 実用発電用原子炉の審査について

(1) 実用発電用原子炉の安全審査の概要

- 実用発電用原子炉を設置しようとする者は、「原子炉等規制法」第23条に基づき、経済産業大臣の許可を受けなければならない（これを変更する場合には、「原子炉等規制法」第26条に基づき、変更の許可又は届出が必要）。
- 経済産業大臣は、「原子炉等規制法」第24条第1項に規定する以下の許可の基準に適合していると認めるときでなければ、原子炉設置（変更）許可をしてはならない。

(ア) 原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと

(イ) 原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと

(ウ) 設置者に技術的能力及び経理的基礎があること

(エ) 原子炉施設の位置、構造及び設備が災害の防止上支障がないものであること

なお、(エ)に関しては、原子力安全委員会が定めた指針類を判断基準として用いている。

- 経済産業大臣は、「原子炉等規制法」第24条第2項に基づき、原子炉設置（変更）許可をする場合においては、あらかじめ、許可の基準の適用について、原子力委員会（平和目的、計画的遂行及び経理的基礎に関すること）及び原子力安全委員会（技術的能力及び災害の防止に関すること）の意見を聴かななければならない。

なお、原子炉の新增設に係る原子炉設置（変更）許可申請については、原子力安全委員会が主催する公開ヒアリング（第2次公開ヒアリング）が実施される。

(2) 主要な安全審査案件

(ア) 新增設

(A) 電源開発(株)大間原子力発電所の設置

1999年9月8日 原子炉設置許可申請
2004年3月18日 原子炉設置許可申請取り
下げ及び再申請

2007年3月末時点 2次審査中

(B) 日本原子力発電(株)敦賀発電所3、4号炉の増設

2004年3月30日 原子炉設置変更許可申請
2007年3月末時点 1次審査中

(イ) MOX燃料の採用

(A) 九州電力(株)玄海原子力発電所3号炉

2004年5月28日 原子炉設置変更許可申請
2005年9月7日 原子炉設置変更許可

(B) 四国電力(株)伊方発電所3号炉

2004年11月1日 原子炉設置変更許可申請
2006年3月28日 原子炉設置変更許可

(C) 中部電力(株)浜岡原子力発電所4号炉

2006年3月3日 原子炉設置変更許可申請
2007年3月末時点 2次審査中

(D) 中国電力(株)島根原子力発電所2号炉

2006年10月23日 原子炉設置変更許可申請
2007年3月末時点 1次審査中

(3) 工事計画認可の概要

- ・ 事業用電気工作物の設置又は変更の工事であって、公共の安全の確保上、特に重要なものとして経済産業省令（「電気事業法」施行規則）で定めるものを実施しようとする者は、「電気事業法」第47条に基づき、その工事の計画について経済産業大臣の認可を受けなければならない。
- ・ 経済産業大臣は、工事の計画が経済産業省令（発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令等）で定める技術基準に適合しないものでないこと等の基準に適合していると認めるときは、工事計画の認可をしなければならない。

(4) 主要な新增設工事計画認可案件

○中部電力(株)浜岡5号機増設

2001年9月4日 工事計画認可

○北陸電力(株)志賀2号機増設

2002年2月28日 工事計画認可

○北海道電力(株)泊3号機増設

2006年4月28日 工事計画認可

○中国電力(株)島根3号機増設

2007年3月末時点 審査中

3. 2. 加工施設

(1) 加工事業の許可

加工の事業を行おうとする者は、「原子炉等規制法」第13条の規定に基づき、経済産業大臣の許可を受けなければならない（これを変更する場合には、「原子炉等規制法」第16条に基づき、変更の許可又は届出が必要）。

(2) 加工施設の設計及び工事の方法の認可

加工事業者は、「原子炉等規制法」第16条の2の規定に基づき、加工施設の工事（変更工事）に着手する前に、加工施設に関する設計及び工事の方法について経済産業大臣の認可を受けなければならない。

(3) 加工施設の使用前検査

加工事業者は、「原子炉等規制法」第16条の3の規定に基づき、加工施設の工事及び性能について経済産業大臣の検査を受け、合格した後でなければ、加工施設を使用してはならない。

(4) 施設定期検査

加工施設における施設定期検査は「原子炉等規制法」第16条の5の規定に基づき、経済産業大臣が行う検査であり、年1回実施される。また、検査の一部については独立行政法人原子力安全基盤機構（以下、「機構」と略す。）にて実施している。

(5) 保安検査

保安検査は「原子炉等規制法」第22条第5項の規定に基づき、加工事業者の保安規定の遵守状況について定期的に行う検査であり、年4回実施される。

3. 3. 再処理施設

(1) 再処理事業の指定

再処理の事業を行おうとするものは、「原子炉等規制法」第44条第1項の規定に基づき、経済産業大臣の指定を受けなければならない（これを変更する場合には、「原子炉等規制法」第44条の4に基づき、変更の許可又は届出が必要）。

(2) 再処理施設の設計及び工事の方法の認可

再処理事業者は、「原子炉等規制法」第45条の規定に基づき、再処理施設の工事（変更工事）に着手する前に、再処理施設に関する設計及び工事の方法について経済産業大臣の認可を受けなければならない。

(3) 再処理施設の使用前検査

再処理事業者は、「原子炉等規制法」第46条の規定に基づき、再処理施設の工事及び性能について経済産業大臣の検査を受け、合格した後でなければ、再処理施設を使用してはならない。

(4) 施設定期検査

再処理施設における施設定期検査は「原子炉等規制法」第46条の2の2の規定に基づき、経済産業大臣が行う検査であり、年1回実施される。また、検査の一部については機構にて実施している。

(5) 保安検査

保安検査は「原子炉等規制法」第50条第5項の規定に基づき、再処理事業者の保安規定の遵守状況について定期的に行う検査であり、年4回実施される。

3. 4. 核燃料輸送について

(1) 運搬に関する確認

原子力事業者等は、実用発電用原子炉に供する核燃料物質等を陸上輸送により工場等の外において運搬する場合には、「原子炉等規制法」第59条第1項に基づき、全ての輸送物について省令で定める技術基準に従って保安のために必要な措置を講じることが求められるとともに、B型輸送物、核分裂性輸送物及び六ふっ化ウラン輸送物に関しては、同2項に基づき、運搬する物については経済産業大

臣、運搬方法等については国土交通大臣による基準への適合の確認を受けなければならない。経済産業大臣による確認は、核燃料物質やこれを収納する輸送容器に対して発送前に行われる。

2006年度において、経済産業大臣による運搬物の確認は158件行われた。

(2) 容器の承認

反復・継続して行われる核燃料物質等の輸送に対する運搬物の確認の手続きを合理化するため、「原子炉等規制法」第59条第3項に基づき、輸送容器の製造に対する承認制度が設けられている。承認を受けた容器については、運搬する物の確認において容器に関する技術上の基準は既に満たされたものと扱われる。容器承認に際しては、輸送物（収納物＋容器）の安全評価を行うとともに、容器の製作の各段階において検査が実施される。なお、容器承認書の交付を受けた者は、その有効期間において原則として1年に1回以上、それぞれの輸送容器について定期自主検査を実施するとともに、その性能を健全に保持することが求められる。

2006年度において、経済産業省では新規に46基の容器承認、640基の更新承認、143基の廃止届けがなされ、2007年11月時点で経済産業大臣による承認容器の総数は3,399基である。また、2006年度に実施された運搬物確認のうち、148件が承認容器による。

(3) 設計の承認

輸送容器は、同一設計のものが複数製作されることが一般的であるため、「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則」第21条第2項に基づきあらかじめ輸送物の設計承認を受ける形で容器承認手続きを合理化できる制度を設けている。

2006年度には、経済産業省では4件の設計の承認を行った。

3. 5. 新しい耐震設計審査指針について

(1) 耐震設計審査指針の改訂

原子力安全委員会では、1996年度から、原子力施設の耐震安全性に関する最新知見等の情報収集・整理を実施し、2001年6月にその調査の成果が取りまとまったことを受

けて、下部組織の原子力安全基準専門部会に対して、耐震安全性に係る安全審査指針類について調査審議を行うよう指示した。これを受け、同部会は、同年7月に耐震指針検討分科会の設置を決定した。

同分科会においては、耐震設計審査指針（以下「耐震指針」という。）を全面的に見直した改訂耐震指針（以下「新耐震指針」という。）（案）の検討に係る調査審議が行われ、2006年4月末に新耐震指針（案）の原案が取りまとめられた。その後、パブリックコメントにおける意見等を踏まえ、新耐震指針（案）を一部修正し、同年9月19日に、耐震指針が改訂された。

(2) 新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性評価（バックチェック）

原子力安全・保安院は、耐震指針の改訂状況を踏まえ、2006年5月に「発電用原子炉施設の新耐震指針の取りまとめに対する経済産業省原子力安全・保安院の対応について」を公表した。この中では、「耐震指針改訂の目的を踏まえ、既設発電用原子炉施設についてもバックチェックを行うことにより耐震安全性への信頼性の一層の向上を図っていくこと」等を明らかにした。

同年9月19日に、原子力安全委員会により耐震指針が改訂されたことを受け、同年9月20日、原子力安全・保安院は、既に公表した上記方針に従い、各電力会社等に対して、既設発電用原子炉施設等についてバックチェックを実施し、その結果を報告することなどを求めた。これに対して、各電力会社等は、同年10月にバックチェックの実施計画を原子力安全・保安院に提出した。

原子力安全・保安院は、電力会社等からのバックチェック結果報告がなされたものから、順次、その内容の妥当性を原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会において検討するなど厳正に確認することとしている。

なお、2007年3月末現在、電力会社等からは、同年1月25日に浜岡原子力発電所4号機の評価結果が、また同年2月21日には同発電所3号機の評価結果が提出されている。

3. 6. 原子力発電所の検査について

(1) 施設検査

(ア) 定期検査

実用発電用原子炉における定期検査は、「電気事業法」

（以下、「電事法」と略す。）第54条第1項に基づき、経済産業大臣が実施する検査であり、約13か月に1回実施する。

2003年10月以降、定期検査は事業者が行う定期事業者検査に立会い、又はその記録を確認することとし、検査項目の一部を機構で実施することとした。

(イ) 使用前検査

使用前検査は、「電事法」第49条第1項に基づき、経済産業大臣が実施する検査である。新設（又は変更）の電気工作物の使用開始を許可するための検査であり、工事の工程ごとに行われる。

電気工作物の工事計画の認可又は届出があったものについて、その工事計画との適合性、技術基準との適合性を確認するものであり、使用前検査に合格した後でなければ、その電気工作物を使用してはならない。

2003年10月以降、検査項目の一部を機構で実施することとした。

(ウ) 定期安全管理審査

定期安全管理審査は、「電事法」第55条第4項に基づき、事業者が行う定期事業者検査の実施体制について機構が行う審査である。国は、機構が行った審査結果から、定期事業者検査の実施体制を3ランクに評定する。

A：当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る

B：当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得る

C：当該審査を受けた組織の定期事業者検査の実施体制は、自律的かつ適切に定期事業者検査を行い得るために、相当程度改善すべき事項がある

(エ) 燃料体検査

「電事法」第51条第1項又は第3項（輸入燃料体検査に係る事項）に基づき、原子力発電所で使用する燃料体の使用を認めるため、経済産業大臣が実施する検査である。

国産燃料体の検査は燃料体の加工の行程ごとに行われ、輸入燃料体の検査は申請書等の審査と燃料体の外観確認により行われる。

原子炉で使用される燃料体（国産燃料、輸入燃料）について、認可された設計との整合性（国産燃料体のみ）、技術基準との適合性を確認するものであり、燃料体検査に合

格した後でなければ、その燃料体を使用してはならない。

2003年10月以降、検査項目の一部を機構で実施することとした。

(2) 保安検査

保安検査は、1999年9月に発生した株式会社ジェー・シー・オー（JCO）のウラン加工施設における我が国初の臨界事故を教訓として、「原子炉等規制法」第37条第5項に基づき、原子炉設置者に対し、主務大臣が定期的に年4回実施する保安規定の遵守状況に関する検査であり、2000年8月から実施している。

(3) 保安規定

保安規定は、「原子炉等規制法」第37条第1項に基づき、原子炉設置者が運転開始後の原子炉施設ごとにとるべき保安に関する基本事項（職務・組織、保安教育、運転、安全審査、管理区域、放射線管理、定期的な検査、核燃料の取扱い、放射性廃棄物の廃棄、保安記録等）を定め、経済産業大臣が認可することとなっている（当該規定を変更したときも同様の手続を要する）。

1999年12月にJCO臨界事故を受けて「原子炉等規制法」が改正され、保安検査が導入されたことから、2001年1月に保安規定の内容の充実、具体化を図った大幅な変更認可を行った。

その後、検査制度の見直し等を進めていたところ、2002年8月に東京電力株式会社による不正問題が発生し、これまでの検討結果を踏まえて、新たに品質保証に関する事項、保守管理に関する事項等を保安規定の記載すべき事項として2003年10月に省令を改正した。

(4) 検査制度の見直し

2003年10月の検査制度の導入から2年強が経過したことから、この間の事業者及び規制当局である原子力安全・保安院の取組状況を検証し、安全確保の一層の向上を図るべく、2005年11月に原子力安全・保安部会「検査の在り方に関する検討会」を再開し、今後の検査制度の在り方についての検討を実施した。

2006年9月には、今後の検査制度の改善の方向性を示した報告書を取りまとめている。その中で、検査制度の実施状況や、美浜3号機の二次系配管破損事故の原因分析、

高経年化対策の一層の充実の必要性などを踏まえ、[1] 保全プログラムに基づいた個々のプラントごとの特性に対応したきめ細かい検査の導入、[2] 運転中・停止中を問わず安全確保上重要な行為に着目した検査の導入、[3] 人的過誤等の直接原因、組織要因又は組織風土の劣化による不適合の是正の徹底、などが必要との提言をしている。これらについては、2008年度からの実施を目途として具体的な検討を行っている。

(5) 原子力発電所の高経年化対策の充実

2004年8月9日に発生した関西電力(株)美浜発電所3号機二次系配管破損事故を契機に、地元自治体をはじめとして、原子力発電所の高経年化問題への関心が高まった。さらに、運転開始後30年を迎えるプラントの数は、2010年には20基、2015年には30基を超える。このような現状から、原子力安全・保安院としては、従来の高経年化対策の検証とこれを踏まえた対策の充実について検討するため、2004年12月に総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会に高経年化対策検討委員会を設置し、検討を行ってきた。

本委員会における議論を踏まえ、2005年8月には最終報告書「原子力発電所の高経年化対策の充実について」を取りまとめ、高経年化対策の充実のため、[1] 透明性と実効性の確保、[2] 技術情報基盤の整備、[3] 企業文化・組織風土の劣化防止及び技術力の維持・向上、[4] 高経年化対策に関する説明責任の着実な履行を新たな施策として挙げている。

原子力安全・保安院は、同報告書を踏まえ、運転年数が長期にわたる原子力発電所の安全対策として、2005年12月に、事業者に対し、運転開始後30年を迎えるまでに経年劣化の技術評価の実施結果とともに、新たに追加する保守管理活動を実施するための長期保全計画及び同計画の実施状況について、国に報告することを義務づけた。

2006年1月から新制度の運用が開始され、以降これまで4つのプラントについて事業者による評価書が国に提出され、このうち、3つのプラントについて、国の審査結果を公表している。

3. 7 原子力施設の廃止措置について

廃止段階の規制については、2005年に従来原子炉解

体届けの提出に替えて、国が廃止措置の計画の認可を行うことを骨子とした原子炉等規制法の改正を行い、原子炉設置者は原子炉施設の廃止に関して解体の方法、核燃料物質の管理及び譲渡、核燃料物質によって汚染された物の廃棄等を記載した廃止措置計画について、経済産業大臣の認可を受けることとした。日本原子力発電株式会社は、1998年3月31日に営業運転を停止した東海発電所について2006年3月10日に廃止措置計画の認可申請を行い、経済産業大臣は同年6月30日に認可した。

同発電所の廃止措置計画の概要は次のとおりである。

- ・廃止措置期間 2001年度～2017年度（約17年間 改正前の原子炉等規制法に基づく解体届出の期間を含む。）
- ・東海発電所の原子炉、附属設備及び建屋を解体撤去する。
- ・原子炉領域については、約10年間の安全貯蔵の後、解体撤去する。
- ・原子炉領域以外の附属設備等は、安全貯蔵期間も含め順次撤去する。
- ・各建屋は汚染を除去した後、管理区域を解除して撤去する。

この廃止措置期間中に発生する廃棄物の量は次のとおりである。

- ・低レベル放射性廃棄物 約27,800トン
- ・放射性廃棄物として扱う必要のない廃棄物 約40,200トン
- ・放射性廃棄物でない廃棄物 約128,700トン

また、独立行政法人日本原子力研究開発機構は2003年3月29日に運転を終了した新型転換炉ふげん発電所（研究開発段階発電用原子炉）について2006年11月7日に廃止措置計画の認可申請を行ったところであり、認可審査中である。

3. 8. 放射性廃棄物の処分に係る安全規制について

(1) 放射性廃棄物処分の意義と経緯

原子力の研究、開発及び利用に伴い、様々な放射性廃棄物が発生する。放射性廃棄物のうち、使用済燃料の再処理に伴い発生する放射能レベルの高い廃液（高レベル放射性廃液）やこれをガラス固化したものを高レベル放射性廃棄物といい、これ以外の放射性廃棄物は総じて低レベル放射性廃棄物と呼ばれている。こうした放射性廃棄物を安全に

処理・処分することは、原子力の便益を享受した現世代の責務である。

平成17年10月に原子力委員会で決定された原子力政策大綱では、放射性廃棄物の処分方法を早急に明確にして、その実現に向けて計画的に取り組むことが重要であると指摘している。具体的には、発生者責任、放射性廃棄物最小化、合理的な処理・処分、国民との相互理解に基づく実施の4原則を示し、発生者等の関係者は、新発見や新技術を取り入れて、安全で効率的な処理・処分を行うとともに、国は、必要な研究開発の推進、適切な規制と誘導措置を講ずるべきであるとしている。

「合理的な処理・処分の原則」に則り、高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）は地層処分が計画されており、低レベル放射性廃棄物については、含まれる放射性物質やその放射能レベルに応じて区分され、それぞれの放射性廃棄物に応じて浅地中処分、余裕深度処分及び地層処分といった処分方式が適用されることとなる。これらの処分方式はいずれも地中への埋設を行うものである。

浅地中処分は浅い地中へ埋設する方法であり、余裕深度処分は一般的な地下利用に対して十分余裕を持った深度へ埋設する方法である。一方、地層処分は、人間の生活環境から十分離れた安定な地層中に埋設する方法とされている。

これまでに、原子力発電所から発生する低レベル放射性廃棄物の一部については安全規制制度が整備され、浅地中処分が行われている。しかし、原子力発電所の解体等により発生する低レベル放射性廃棄物の中には、放射性物質の濃度が比較的高く浅地中処分できないものが存在する。この様な低レベル放射性廃棄物の一部について、事業者は余裕深度処分の適用を計画しており、現在、処分の実施に向けた調査・試験が行われている。

また、青森県六ヶ所村における使用済燃料の再処理や海外における再処理に伴い発生した放射性廃棄物（返還廃棄物）など、地層処分の対象となる高レベル放射性廃棄物等の発生及び貯蔵量の増加が見込まれている。

この様な背景から、国の責務として、地層処分や余裕深度処分に関して、災害を防止し公共の安全を図るための安全規制制度の整備が重要な課題となっていた。

(2) 2006 年の動向

総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会廃棄物安全小委員会において、高レベル放射性廃棄物等の地層処分に係る安全規制の法的枠組みの設けるために、原子力安全委員会により取りまとめられた各種報告書に示されている安全規制に関する基本的な考え方や、国際的に示されている安全基準等を考慮するとともに、地層処分事業の特徴を踏まえた検討が行われ、地層処分の安全確保と安全評価の基本的な考え方等が、報告書「放射性廃棄物の地層処分に係る安全規制制度のあり方について」（2006年9月）に取りまとめられた。

また、余裕深度処分の安全規制制度については、同小委員会において、浅地中処分の安全確保の考え方が基本的には適用できるとした原子力安全委員会の考え方を踏まえ、国際的な安全基準等との整合性に留意し、余裕深度処分施設の設計・建設の確認や廃棄体の技術基準など、新たに検討が必要な項目が抽出され、さらに専門的な検討を行うこととなり、その内容について報告書「低レベル放射性廃棄物の余裕深度処分に係る安全規制について（中間報告）」（2007年3月）に取りまとめた。

さらに、日本原子力発電（株）より、東海発電所における廃止措置に伴い発生する廃棄物のクリアランスに係る、測定及び評価の方法について、2006年6月2日に認可申請が行われ、9月8日に認可した。

3. 9. 原子力施設におけるトラブルについて

原子力発電所などの原子力施設（文部科学省所管施設を除く。）においてトラブルが発生した場合、各事業者は「原子炉等規制法」等に基づき、その旨を直ちに経済産業省に報告し、経済産業省はトラブルを公表し、原因の究明及び再発防止対策の確認を行うこととしている。

報告されたトラブルは、2005年度は、実用発電用原子炉については合計15件、研究開発段階炉については0件、その他の原子力施設については0件であった。また、2006年度は、実用発電用原子炉については合計15件、研究開発段階炉については0件、その他の原子力施設については0件であった。

「原子炉等規制法」等に基づき国に報告された原子力施設

におけるトラブル件数の推移

	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度
実用発電用原子炉※1	8	11	20	15	15
実用発電用原子炉※2	4	2	-	-	-
発電用研究開発段階炉※1	1	0	0	0	0
発電用研究開発段階炉※2	1	1	-	-	-
加工・再処理・廃棄物埋設・廃棄物管理施設※1	0	0	1	0	0
加工・再処理・廃棄物埋設・廃棄物管理施設※2	0	0	-	-	-
合計	14	14	21	15	15

※1：法律に基づく報告

※2：通達に基づく報告

※3：2003年10月の「原子炉等規制法」に係る省令の改正に伴い、通達は省令に一本化された

3. 10. 広聴・広報の充実について

2004年度に新設された原子力安全広報課は、原子力安全に係る広聴・広報を一元的に行う専門部署として、広報誌等の多様な媒体による情報提供や原子力施設立地地域への広報を担う原子力安全地域広報官を配置（青森、福島、新潟、福井）するなど、様々な手段を講じて国民に対するきめ細かい広聴・広報活動に努めている。

(1) 原子力安全・保安院幹部による地元自治体への訪問・説明

原子力安全・保安院幹部が、のべ64自治体を訪問し、原子力安全規制上の重要事項について、直接丁寧に説明した。

(2) ニュースレターの発行

2005年1月に創刊し、2006年度は全国の原子力施設立地地域周辺の住民に新聞折り込みで3回、約56万部を配布した。

(3) メールマガジンの発行

2005年4月に創刊し、月2回、原子力安全・保安院の業務内容や各原子力保安検査官事務所のトピック等を紹介した。2006年度末の登録者数は約1,100名に達した。

(4) パンフレットの作成

原子力安全・保安院の最新の施策等について、住民に分かりやすく説明するためのパンフレットを作成した。

(5) C A T V用ビデオ等の作成

プルサーマルの安全性について、わかりやすく説明する番組ビデオを企画制作し、玄海町及び唐津市のC A T Vにおいて放送を行った。また、2004年に発生した美浜原子力発電所3号機の2次系配管破断事故に関する関西電力(株)の再発防止対策の実施状況及び原子力安全・保安院の取り組み状況についてわかりやすく説明する番組ビデオを企画制作し、美浜町のC A T Vで放送を行った。

さらに、原子力安全・保安院の業務や政策等を説明するために「N I S A - T V」をタイトルにした番組ビデオを3番組企画制作し、全国の原子力施設立地地域のC A T Vにおいて放送を行った。

(6) 住民説明会

四国電力(株)伊方原子力発電所3号機において計画されているプルサーマルの安全性について、原子力安全・保安院幹部から、施設立地地域周辺の住民に分かりやすく説明するため、愛媛県伊方町においてシンポジウムを開催した。また、東北電力(株)女川原子力発電所の耐震安全性について、原子力安全・保安院幹部から、施設立地地域周辺の住民に分かりやすく説明するため、宮城県女川町及び石巻市において合計3箇所で開催した。

さらに、原子力安全・保安院の業務や政策を原子力安全・保安院の幹部が直接国民に説明することにより、原子力安全に係る国民の理解を促進することを目的として一日原子力安全・保安院を福井県福井市で初めて開催した。

(7) 直接対話型広聴・広報活動

全国10ヶ所で、地元のおピニオンリーダー等との意見交換等を行う「原子力安全地域対話促進事業」を実施した。

(8) リスクコミュニケーション技術研修

原子力安全・保安院の職員及び地方自治体の職員等に対し、リスクコミュニケーションの概念や方法を分かり易く解説するとともに、グループディスカッションを通じて、

自らがリスクコミュニケーションの方法等について考えることを促すための研修を実施した。

4. 原子力防災対策

(1) 原子力防災対策への取組

JCO事故により顕在化した課題の解消に向けて、原子力災害予防に関する事業者の義務、政府の原子力災害対策本部の設置等について特別の措置を講ずることを目的とする「原子力災害対策特別措置法」が2000年6月より施行され、各種対策を講じている。その中で、国が毎年作成する防災訓練計画に従い、内閣総理大臣等の参加を得て、地方自治体、原子力事業者等による国の原子力総合防災訓練を毎年実施している。

- ・ 2000年度：島根県／中国電力(株)島根原子力発電所
(参加者：1,869人 参加機関：83機関)
- ・ 2001年度：北海道／北海道電力(株)泊発電所
(参加者：2,717人 参加機関：62機関)
- ・ 2002年度：福井県／関西電力(株)大飯発電所
(参加者：4,415人 参加機関：117機関)
- ・ 2003年度：佐賀県／九州電力(株)玄海原子力発電所
(参加者：9,400人 参加機関：86機関)
- ・ 2004年度：新潟県中越地震のため中止
- ・ 2005年度：新潟県／東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所
(参加者：2,590人 参加機関：74機関)
- ・ 2006年度：愛媛県／四国電力(株)伊方発電所
(参加者3,700人 参加期間：88機関)

(2) 核物質防護対策

2001年9月に発生した米国同時多発テロ事件以降の国際情勢等の変化を受け、治安機関との協力のもと、原子力発電施設等への立入管理の徹底、周辺監視の強化等の警備強化に努めてきた。

核物質防護対策のより一層の強化を図るため、国際原子力機関(IAEA)の核物質防護に関する勧告等を踏まえ、設計基礎脅威の導入、核物質防護検査制度の創設、核物質防護に係る機密保護制度の制定を盛り込んだ原子炉等規制法の改正等を行い、2005年に施行された。同法改正によって導入された核物質防護検査は、2006年8月から実施されている。

核物質防護に関する認可・届出等の手続については、「原

子炉等規制法」第43条の2等の規定に基づき原子力施設の核物質防護規定の(変更)認可を行うとともに、同法第43条の3等の規定に基づき核物質防護管理者の選任の届出等の処理を行った。

5. 2006年度の個別事例

(1) 宮城県沖の地震による女川原子力発電所の耐震安全性評価

2005年8月16日に発生した宮城県沖の地震により、運転中の女川原子力発電所1～3号機、全てが自動停止した。その後の点検により、安全上問題となるような損傷は認められなかった。しかし、地震時に取得されたデータの分析を行ったところ、一部の周期で設計時に想定された基準地震動を上回っていたことから、原子力安全・保安院は東北電力㈱に対して、その要因分析および同発電所各号機の耐震安全性評価の検討の実施を指示した。

これを受け、東北電力㈱から同年11月25日、基準地震動を上回った要因分析の結果および同発電所2号機の耐震安全性評価結果(報告)の提出があった。また、2006年1月20日には、同発電所3号機の耐震安全性評価(報告)の提出があった。原子力安全・保安院では、これらの報告について、原子力安全・保安部耐震・構造設計小委員会において専門家の意見を聴取するとともに(独)原子力安全基盤機構にクロスチェックを行わせるなどして検討を行い、東北電力㈱の評価結果は妥当であると判断して、東北電力㈱へ通知した。

さらに、同年5月19日、同発電所1号機の耐震安全性評価(報告)の提出が東北電力㈱からあった。また、同年6月12日及び同年8月22日には追加検討結果等について報告がなされた。

原子力安全・保安院では、この報告書について、同小委員会において専門家の意見を聴取するとともに、同機構にクロスチェックを行わせるなどして検討を行い、東北電力㈱の評価結果は妥当であると判断して、同年9月13日に東北電力㈱へ通知した。

また、同年10月末には、同発電所の耐震安全性評価結果等に関する住民説明会を、宮城県石巻市内及び女川町内の計3ヶ所で実施した。

<東北電力㈱女川原子力発電所の耐震安全性評価に係る経緯>

- ・ 2005年8月16日 宮城県沖の地震により、女川原子力発電所1～3号機が自動停止した。

- ・ 同年9月2日、今回の地震による地震動が、設計時に想定されていた基準地震動を一部の周期で上回っていたことを受け、原子力安全・保安院は、同発電所各号機の耐震安全性評価と基準地震動を上回った要因分析の検討の実施を東北電力㈱に対して指示した。

- ・ 東北電力㈱は同年11月25日、基準地震動を上回った要因分析の結果と同発電所2号機の耐震安全性評価結果について原子力安全・保安院へ報告した。

- ・ 原子力安全・保安院は、報告内容の妥当性について、総合資源エネルギー調査会傘下の耐震・構造設計小委員会において専門家の意見を聴取するなどして検討を行い、同年12月22日、東北電力㈱の報告内容は妥当であるとする報告書を取りまとめた。

- ・ 2006年1月20日 東北電力㈱から同発電所3号機の耐震安全性評価結果について報告があった。

- ・ 同年3月1日 原子力安全・保安院は、同発電所3号機の耐震安全性を確認した。

- ・ 同年5月19日 東北電力㈱から同発電所1号機の耐震安全性評価結果について報告があった。

- ・ 同年9月13日 原子力安全・保安院は、同発電所1号機の耐震安全性を確認した。

- ・ 同年10月28日 宮城県石巻市内及び女川町内で住民説明会を実施した。

- ・ 同年10月29日 宮城県石巻市内で住民説明会を実施した。

(2) 北陸電力(株)志賀原子力発電所1号機における1999年の定期検査期間中の臨界事故について

2006年秋、電力会社において、データ改ざんが次々に明らかとなってきたことを受け、原子力安全・保安院は、甘利経済産業大臣の指示に基づき、同年11月30日、全電力会社に対し、全ての発電設備について、過去に遡りデータ改ざんや必要な手続きの不備その他同様な問題がないかの総点検を指示した。この指示を受けて、北陸電力が調査を実施していたところ、定期検査期間中の1999年6月に志賀1号機の原子炉において、臨界に係る事故が発生していたにもかかわらず、国に報告を行っていなかったことが確認された旨、2007年3月15日、保安院に対して報告があった。

<北陸電力から報告された事故の概要>

- ・北陸電力志賀1号機第5回定期検査期間（1999年4月～7月）に実施していた原子炉停止機能強化工事において、同年6月18日、機能確認試験の準備として、制御棒の操作に関係する弁を操作していた。その際、3本の制御棒が部分的に引き抜け状態となり、原子炉が臨界状態になった。
- ・原因としては、当該プラントの制御棒は水圧により駆動させる仕組みとなっているところ、誤った手順により弁を操作した結果、制御棒が引き抜け、臨界状態になったものとみられる。
- ・原子炉が臨界状態になったので、原子炉自動停止信号が発せられ、制御棒の引き抜けは止まったが、緊急挿入されなかった。作業のため閉めた弁を戻すことにより、3本の制御棒が全挿入となったが、それまでに約15分を要した。
- ・放射線モニタの記録紙には有意な指示がなかったことなどから、外部への放射能による影響等はなかったものとみられる。

原子力安全・保安院としては、本件の臨界事故が報告されなかったことは誠に遺憾である旨発表するとともに、北陸電力に対し、

- (ア) 原子炉を早急に停止して、安全対策の総点検を行うこと
- (イ) 本事故の事実関係及びその根本的な原因の徹底的な究明を行うこと
- (ウ) 早急に実施することができる技術的な再発防止対策及び抜本的な再発防止対策を策定すること

を指示した。(ア)については、安全確認のためには、早急に原子炉の停止を求めて安全対策の総点検を実施させる必要があったことから、行政指導による指示を行った。また、上記(イ)及び上記(ウ)のうちの早急に実施することができる技術的な再発防止対策に関しては3月30日に、上記(ウ)のうちの当該事故の根本的な原因を踏まえた抜本的な再発防止対策については4月6日にそれぞれ北陸電力から報告書の提出を受けた。

原子力安全・保安院としては、北陸電力による再発防止対策の実施状況について、保安検査等で厳格に確認す

るとともに、総点検で見出された他の事象も含め、同様の事象の再発を防止するための保安院としての行動計画（「発電設備の総点検に係る今後の対応30項目の具体化のための行動計画」）を定め、これに従い、再発防止対策を着実に実施している。

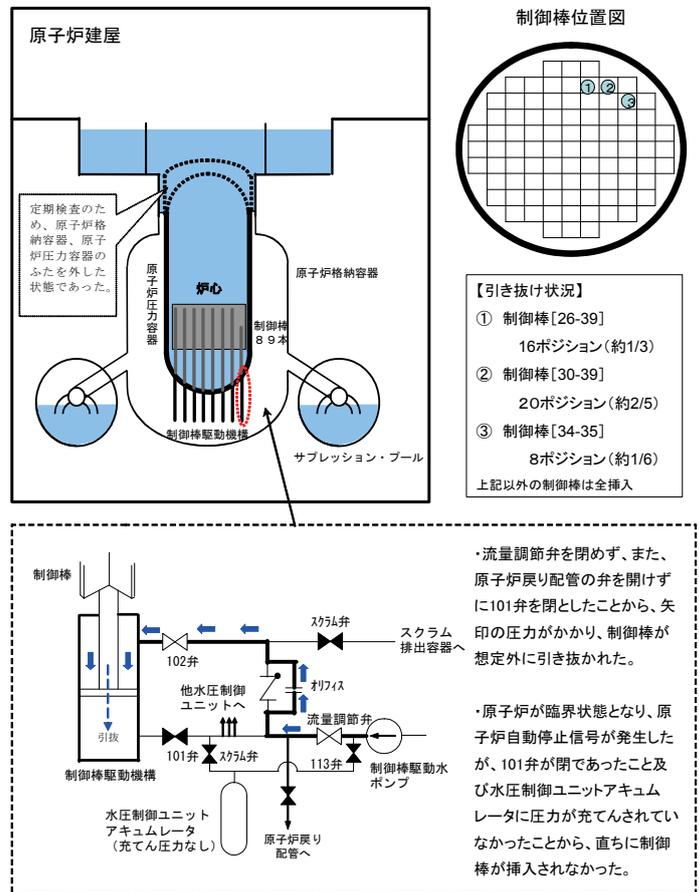


図1 志賀1号機臨界事故の概要

(3) 能登半島地震による志賀原子力発電所の影響について

2007年3月25日、北陸電力(株)志賀原子力発電所から約18km離れた能登半島沖において、M6.9の地震が発生した。同発電所1号機及び2号機はいずれも停止中であったが、敷地内で大きな揺れを観測した。北陸電力(株)によると、点検の結果、安全上問題となる異常はないことを確認したとしているが、北陸電力(株)により、念のため、この地震に対する志賀原子力発電所の耐震安全性等の詳細な評価が行われているところである。

なお、この地震による同発電所内の地震計による観測記録の一部が消失していることが判明したが、北陸電力(株)に

よると、この地震に対する同発電所の耐震安全性評価の実施には支障はないとしている。

(4) 使用済燃料貯蔵事業許可申請について

2007年3月22日付けで、リサイクル燃料貯蔵株式会社（東京電力㈱及び日本原子力発電㈱の共同出資）から、金属製乾式キャスク方式による使用済燃料貯蔵事業の許可申請があった。

使用済燃料貯蔵事業に係る事業許可申請は、本件が初めてある。

【参考】リサイクル燃料備蓄センター概要

1. 申請事業者

リサイクル燃料備蓄センター

R F S (Recyclable-Fuel Storage Company)

2. 事業所の名称及び所在地

名称：リサイクル燃料貯蔵株式会社

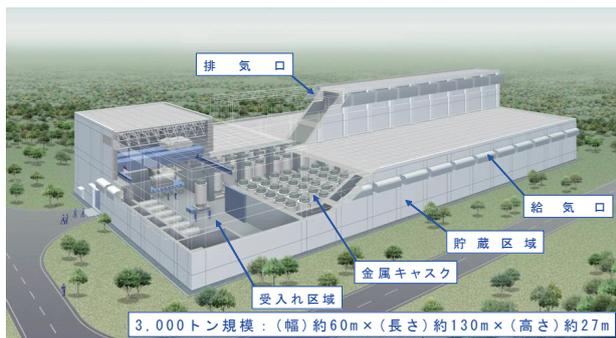
所在地：青森県むつ市

3. 貯蔵する使用済燃料の種類

東京電力株式会社及び日本原子力発電株式会社の沸騰水型原子炉（BWR）及び日本原子力発電株式会社加圧水型原子炉（PWR）で発生した使用済燃料

4. 使用済燃料の貯蔵能力

約3,000トン（照射前金属ウラン量）



リサイクル燃料備蓄センター概念図

産業保安

中央省庁の再編により、2001年1月6日に原子力安全・保安院が設置され、これまで通商産業省環境局地局が実施していた火薬類、高圧ガス、石油コンビナート、液化石油ガス、鉱山の保安行政と資源エネルギー庁が実施していた電気、都市ガス、熱供給を原子力安全・保安院に一元化した。

1. 産業保安監督部の発足

(1) 産業保安監督部の発足

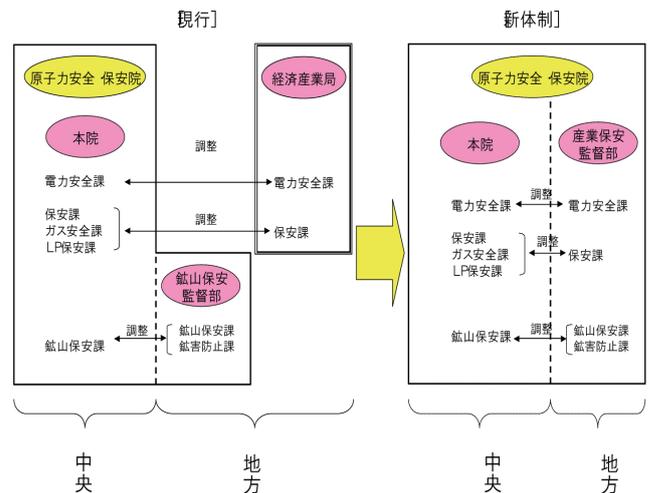
近年、産業事故に対する社会的関心が高まっている中、2003年以降大規模な産業事故が続発し、情報収集や原因調査、再発防止等に関し、一層迅速、かつ、明確な責任・監督体制下での対応が求められている。

これまで、鉱山の保安規制は、原子力安全・保安院の地方組織である「鉱山保安監督部」が実施してきたが、鉱山保安以外の電気工作物（原子力を除く）、火薬類、各種高圧ガス設備、都市ガス、LPガス等の保安やコンビナート防災等の一般産業の保安については、経済産業局が所管していた。

前述のような背景の下、規制当局に対して、責任の明確化と災害発生時における迅速な対応が求められており、こうした要請を踏まえ、経済産業局が所掌している産業保安規制事務について、原子力安全・保安院長の指揮監督下に置き、その責任の一元化・明確化を図ることとした。

このため、2005年4月1日、経済産業局の産業保安部門である電力安全課及び保安課を原子力安全・保安院の地方組織である鉱山保安監督部に統合させることにより、新たに「産業保安監督部」が発足した。

図1 産業保安規制体制



(2) 産業保安監督部の業務内容

(ア) 電力安全業務

電気工作物（発電所、送電線、変電所、配電線及び需要設備等）に対する安全規制業務のほか、電気保安に関する資格付与に関する事務等を実施。

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安業務

一般・簡易ガス事業者に係るガス工作物の保安、火薬類の取締、高圧ガスの保安、液化石油ガスの保安、石油コンビナート等の災害防止に関する安全規制業務のほか、事故等各種報告の徴収等を実施。

(ウ) 鉱山保安業務

鉱山における保安確保のため、鉱山保安法に基づき鉱業権者が行う災害防止、鉱害防止等の措置の実施状況を監督。また、鉱山保安法に基づき「鉱務監督官」が置かれ、保安の監督上必要があるときは、鉱山等に立ち入り必要な検査を行うとともに、鉱山保安法違反の罪について、刑事訴訟法の規定による「司法警察員」としての職務を実施。さらに、金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく補助金の交付等、休廃止鉱山における鉱害防止対策等を実施。

2. 電力の保安

(1) 「電気事業法の概要」

1964年に公布され、1965年7月1日から全面的に施行された電気事業法は、その規制内容として、2つの性格を有している。すなわち、電気事業が地域独占的な公益事業であることから、電気の利用者の保護と電気事業そのものの健全な発達を図るために必要とされる、いわゆる公益事業規制を規定する事業法と、電気がその使用如何によっては危険を伴う商品であるために必要とされる保安規制を規定する保安法の2つである。2006年度の電気事業法の保安規制に係る分野で生じた出来事としては、同年秋以降に次々と発覚した電力会社の発電設備に係るデータ改ざん、必要な手続きの不備等の事案を踏まえた発電設備の総点検がある。そして、この総点検への対応として、2007年度においては電気事業法施行規則の保安規制に係る部分を改正することなどが検討されている。以下では、発電設備の総点検及びその対応の概要を記す。

(2) 「発電設備の総点検に係る火力・水力分野の対応」

2006年10月31日に中国電力株式会社の俣野川発電所土用ダムにおいてデータ改ざんが行われていたことが明らかになったのをきっかけに、火力、水力及び原子力発電設備においてデータ改ざんや必要な手続きの不備等の問題が相次いで発覚した。

このような状況を踏まえ、原子力安全・保安院は、同年

11月30日に甘利経済産業大臣の指示に基づいて全電力会社に対して総点検を実施するように指示を行った。そ等は火力分野で計130事案、水力分野で88事案発見され、そのうち区分Ⅰ（電気事業法等が安全を確保するために設けている規制に抵触し、同法が確保しようとする安全が損なわれたもの又は損なわれたおそれのあるもの）に該当するものは火力分野で18事案、水力分野で21事案存在した。

2007年度においては、以上のような発電設備の総点検の結果を踏まえ、電力会社の届け出た保安規程への変更命令や、電気事業法施行規則の改正による同規程の記載内容の充実、水力発電施設についての技術基準適合命令等の対応を行うことが予定されている。

3. 都市ガス及び熱供給の保安

(1) 概要

「ガス事業法」は、ガス工作物の工事、維持及び運用並びにガス用品の製造及び販売を規制することによって、公共安全を確保し、併せて公害の防止を図ることを目的としている。

「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」（以下、特監法という。）は、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」と相まって、特定ガス消費機器の設置又は変更の工事の欠陥に係るガスによる災害の発生を防止するため、これらの工事の事業を行う者の工事の監督に関する義務等を定めることを目的としている。

「熱供給事業法」は、熱供給施設の工事、維持及び運用を規制することによって、公共安全を確保することを目的としている。

(2) 2006年ガス事故報告の概要(表：2006年ガス事故の発生状況)

ガス事業法施行規則第112条に基づき2006年に経済産業省に対して報告された事故の総件数は、207件(対前年比45件増)であり、このうち製造段階における事故は19件(対前年比10件増)、供給段階における事故は109件(対前年比3件増)、消費段階における事故は79件(対前年比32件増)であった。これまでの傾向と同様に、供給段階における事故件数が過半を占めている。また、死亡事故件数は全体で3件(対前年比2件減)であり、製造段階0件(対

前年比 1 件減)、供給段階 1 件(対前年同)、消費段階 2 件(対前年比 1 件減)であった。また、死亡者数は 3 名であった。

(3) パロマ工業(株)製ガス湯沸器による CO 中毒事故

(ア) 事故の概要

同社が 1980 年から 1989 年までに製造した半密閉式ガス瞬間湯沸器の不正改造等が原因となり、昭和 60 年 1 月から平成 17 年 11 月までの間に 28 件の一酸化炭素中毒事故が発生し、21 名が死亡した。

(イ) 再発防止に向けた取組

当該事故を契機として、事故情報の収集・分析体制の強化及び消費者に対する事故情報の公表、ガス消費機器の技術基準の強化等を内容とした「製品安全対策に係る総点検結果取りまとめ」を 2006 年 8 月 28 日に発表した。

(4) リンナイ(株)製小型湯沸器事故による CO 中毒事故

(ア) 事故の概要

2007 年 2 月 7 日、同社製小型(開放式)ガス瞬間湯沸器(不完全燃焼防止装置付き)を使用中に、一酸化炭素中毒で 1 名死亡する事故が発生した。経済産業省で過去の事故事例を調べたところ、類似機種を含め過去 4 件の死亡又は中毒事故が発生していたことが判明。消費者に対して小型湯沸器等を使用する場合に換気が必要である旨を 2 月 9 日に注意喚起した。

(イ) ガス機器等燃焼機器による CO 中毒事故等防止強化策

同社製小型湯沸器の事故を踏まえ、経済産業省が 2 月 23 日にガス機器等燃焼機器による一酸化炭素中毒事故等の防止策を公表した。

- ・ 新聞広告等による CO 中毒防止の注意喚起
- ・ 消費者からの要請による緊急時無償点検の実施
- ・ 過去の消費設備に係る事故案件(21 年分)について
メーカー名を付して公表
- ・ 不完全燃焼防止装置付き開放式小型湯沸器について
法定周知頻度の増加 等

(5) 北海道北見市におけるガス中毒事故

(ア) 事故の概要

2007 年 1 月 19 日北海道北見市で一酸化炭素中毒事故が発生し、3 名が死亡、11 名が負傷した。原子力安全・

保安院内に事故対策本部を設置するとともに、北海道ガス(株)に対して、事態の拡大防止・早期收拾及び原因の徹底究明等を指示した。また、同年 4 月に「北海道北見市におけるガス漏れ事故について(中間報告)」をまとめるとともに、再発防止に係る嚴重注意及び同社の保安規程の変更に係る命令を行った。具体的に行った指示は主に以下の 3 点である。

- ・ 天然ガス転換の早期完了
- ・ 経年管(ねずみ鑄鉄管)改修計画の策定及び早期実施
- ・ 保安規程の変更(漏えい検査の適切な実施、住民への漏えいに関する周知・保安教育の充実化 等)

(イ) 再発防止に向けた北海道ガス(株)の取組

4 月に同社に対して行った指示に基づき、8 月に同社から経済産業省に対して再発防止に向けた取組につき報告があった。報告の概要については、表(北海道ガス(株)の再発防止策)のとおりである。

(ウ) 今後の経済産業省の対応

同社の措置を踏まえ、「供給ガスが一酸化炭素を含むか否か」、「地盤に関し北見地区と同様の特性を有するか(冬期の地盤凍結や不等沈下等)」、「ねずみ鑄鉄管が埋設されているか否か」といった事業者ごとの特性に応じて指導を行うこととした。

(6) 法令改正等

(ア) 特監法施行規則第 2 条及び第 3 条の一部改正

「製品安全対策に係る総点検結果取りまとめ」を受け、不正な安全装置の改造が行われなくするために、特監法に係る特定工事に安全装置の変更に係る工事を追加することとされた。これを実行するため、特監法施行規則の一部改正を行った。これにより、ガス消費機器設置工事監督者の資格を有しない者は、特定ガス消費機器に係る安全装置の変更を伴う工事を行うことができなくなるとともに、ガス消費機器設置工事監督者が工事の監督を行う際は、施工者に対して安全装置の機能を喪失させるような工事はしてはならない旨指示しなくてはならないこととなった。

(イ) ガス事業法施行規則の一部改正

(施行規則第 106 条、第 107 条、第 108 条、第 110 条、第 112 条)

「製品安全対策に係る総点検結果取りまとめ」におい

て、一連の事故再発防止策として掲げられた以下の事項
 を実行するため、同法施行規則の一部改正を行った。

- ・半密閉式ガス瞬間湯沸器に係る消費者に対する周知の
 充実(半密閉式ガス瞬間湯沸器(ただし、不完全燃焼防
 止装置が備えられていないものに限る。)について、当
 該機器を使用している消費者に対する周知を行う頻度
 を年1回に高める)
- ・ガス消費機器メーカーに対する事故報告の義務づけ
 (事故報告の事項について、メーカー名、型式等を追加)
- ・ガス事業者及びLPガス事業者による排気扇の作動点
 検の実施(半密閉式ガス瞬間湯沸器(強制排気式に限
 る。)のうち特定の機種について、排気扇が確実に作
 動することを使用時の技術基準として要求すること
 とし、ガス事業者及びLPガス事業者によるガス消費
 機器の点検の際の調査事項に、かかる作動点検を追加)
- ・ガス消費機器に係る帳簿の保存期間の延長等(ガス消
 費機器に係る調査に係る帳簿の保存期間について、調
 査の間隔に応じた期間に改め、調査に係る消費機器に
 ついて、メーカー名、型式、製造年月日等を帳簿に記載)

(ウ)自由化範囲拡大に伴う所要の改正

(ガス事業法施行規則第106条、第107条、第111条)

2006年5月にとりまとめられた都市熱エネルギー部
 会報告書「年間契約ガス使用量10万m³以上の需要家ま
 での自由化範囲拡大等について」を受け、ガス事業法施
 行規則を以下のとおり改正した。

- ・第106条：ガス事業者による周知について、対象とな
 る需要家の年間ガス使用量が10万m³以上
 の場合、原則これを免除する。
- ・第107条：ガス事業者による調査について、対象とな
 る需要家の年間ガス使用量が10万m³以上
 の場合、原則これを免除する。
- ・第111条：自由化範囲の拡大に伴い、ガス導管事業者
 及び大口事業者について今後新たに消費
 機器調査を行う可能性が出てくることか
 ら、これらの者に消費機器調査の調査結果
 の国への報告を義務づける。

表：2006年ガス事故の発生状況

	製造段階	供給段階	消費段階	合計
事故件数	19 (+10)	109 (+3)	79 (+32)	207 (+45)
死亡事故件数	0 (Δ1)	1 (-)	2 (Δ1)	3 (Δ2)
死傷事故件数	1 (-)	25 (+8)	30 (+6)	55 (+14)
死亡者数	0 (Δ1)	1 (-)	2 (Δ1)	3 (Δ2)
中毒者数	0 (-)	5 (+4)	42 (-)	47 (+4)
負傷者数	5 (+2)	19 (+4)	19 (+14)	43 (+20)

※ ()内は対前年増減

表：北海道ガス(株)の再発防止策

		事故から抽出された問題	再発防止策
安全対策	日頃の活動	北見市の特性(ガス、地盤、導管)の認識不足	・保安規程(注1)に、保安出動や保安教育の実施状況につき定期的に経営に報告する旨規定 ・北見市の特性や緊急時対応の要点をまとめ、教育プログラムを充実
	緊急時対応	機動的かつ社内連携のとれた対応の不足	・緊急時対応の教育を受けた者のみが通報受付を行うよう事故処理要領を改定するとともに、「通報受付マニュアル」を策定し運用開始 ・「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」(注2)に、漏えいが検知されていないが究明には時間を要する際の調査継続や周辺住民への周知等を追加
抜本対策	天然ガス転換	一酸化炭素を含まない天然ガスへの原料転換が未了	・天然ガス転換の前倒し[2009年12月-8月](本年4月発表)に関し、着実な事業実施を図るため、工事計画の具体化や需要家への周知等、所要の措置を開始
	経年管対策	地盤の凍結と沈下により破断したねずみ鑄鉄管の存在	・ねずみ鑄鉄管の入替の前倒し[2015年-2008年](本年4月発表)に関し、適切な実施が可能となるよう対策優先順位(旧河道、道路横断部を最優先)を付した計画を策定 ・入替完了までの間、年間2回(法定1回に上乘せ)の巡視・検査を実施

注1)保安規程：ガス事業法に基づき、ガス事業者が施設
 の工事や維持・運用における保安を確保するために定め
 た規程で、経済産業省への届出義務あり。

注2)ガス漏えい及び導管事故等処理要領：保安規程に基
 づき、ガス漏えいや導管事故等の処理を行うための具体
 的な事項を定めた保安規程の附属文書。

4. 高圧ガスの保安

(1) 高圧ガス保安行政の取組

高圧ガスの保安に関する規制については、「高圧ガス保
 安法」及び「石油コンビナート等災害防止法」の規定に基
 づき、製造、貯蔵等の高圧ガスの取扱いや容器の製造及び
 取扱いに係る保安を確保するとともに、民間事業者による
 高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進することに
 より、公共の安全を確保している。

(2) 高圧ガス及び火薬類保安分科会高圧ガス部会

高圧ガス及び火薬類保安分科会高圧ガス部会は高圧ガスの保安に関する重要事項の調査及び審議を所掌事務としている。2007年7月には第7回高圧ガス部会を開催し、(ア)最近の高圧ガス保安法関係の事故・コンプライアンス問題の状況について、(イ)最近の高圧ガス保安法の制度改正について、(ウ)安全文化向上を目指す産業保安行政のあり方について、それぞれ有識者による議論を行った。

(3) 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に係る容器則例示基準の一部改正について

例示基準「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の技術基準」の基礎となっているANSI/NGV2(アメリカ国家規格/圧縮天然ガス車両(NGV)用燃料容器に対する基本的要求事項)が改訂されたことを受け、業界にて改訂箇所を含めた基準が作成されたが、今回それを例示基準へ追加するため改正を行った(2006年6月30日付施行)。

これにより、海外製容器との互換性が図られ、海外市場で影響の大きいNGV2に基づく低コストの海外製容器の輸入が可能となった。

(4) 高圧ガス製造施設の自主検査拡大等の認定制度の見直しについて

認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者が自ら完成・保安検査を行うことができる対象について、これまで、「認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について(通達)」において、処理能力20%以上の増加を伴う改造工事が行われぬものに限定してきたが、構造改革特別区域計画及びその全国展開を図るため、「認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について(内規)」(2007年5月30日付平成19・05・16原院第1号)として通達の改正を行った。

これにより、自主検査の対象が拡大され、処理能力の20%上の増加を伴う変更工事が実施された場合であっても、当該変更工事に係る原料、製造する高圧ガスの種類、製造方法及び設備管理、運転管理等の管理が変更工事前と同等と認められる場合には、当該変更工事に伴う完成検査及び変更工事後の保安検査を認定事業所が自ら行うことができることとなった。

(5) 安全文化向上を目指す産業保安行政のあり方について(中間とりまとめ)

近年顕在化している産業事故やコンプライアンス問題の背景には、いわゆる事業者の「安全文化」に関わる問題が内在していることが考えられるところ、今後の産業保安行政において事業者の安全文化を向上させるための環境整備を進めることが求められる。このため、原子力安全・保安院産業保安担当審議官の私的研究会として「産業保安分野における安全文化の向上に関する研究会」(座長 横浜国立大学安心・安全の科学研究教育センター教授 田村昌三)を設置し、6回にわたって議論を行いその結果を2006年11月に報告書「安全文化向上を目指す産業保安行政のあり方について(中間とりまとめ)」にまとめた。

同報告書では、安全文化向上の観点からみた産業保安行政の今後の課題と対応の方向性として、以下の4点について提言している。

- (ア)保安確保に係る取組みの内容に応じた保安規制の多様化
- (イ)事後チェック及び事故等の調査の充実による事業者の取組みの確認
- (ウ)事業者の保安確保に係る取組みを支える技術的基盤の強化の支援
- (エ)事業者の安全文化の向上に資するその他の基礎的な取組み

高圧ガス事故統計集計

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
1月	18	26	41	41	39
2月	19	20	38	33	43
3月	19	30	30	47	38
4月	20	35	40	42	41
5月	19	38	37	36	48
6月	16	25	38	35	36
7月	31	27	35	47	63
8月	28	30	46	43	61
9月	26	36	48	45	38
10月	25	42	62	38	44
11月	30	36	39	44	49
12月	30	39	37	52	53
合計	281	384	491	503	553
対前 年比	47.9	36.7	27.9	2.4	9.9

〔注〕上欄は各月件数。下欄は各月累計件数。速報値のため、変更等があり得る。

「高圧ガス保安法」関係事故件数の推移

		2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
製 造 事 業 所	冷 凍	5	11	4	15	20
	コンビナート	15	17	18	14	37
	L P	10	8	11	10	8
	一 般	19	24	36	26	35
	計	49	60	69	65	100
移 動		28	27	33	22	30
消 費		183	288	367	400	407
そ の 他		21	9	22	16	16
合 計		281	384	491	503	553

〔注〕速報値のため、変更等があり得る。

5. 火薬類の保安

(1) 火薬類保安行政の取組

火薬類の保安については、「火薬類取締法」の規定に基づき、火薬類の製造、販売等の取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保している。

(2) 高圧ガス及び火薬類保安分科会火薬部会

高圧ガス及び火薬類保安分科会火薬部会は、火薬類の保安に関する重要事項を調査審議する組織として設置されている。2007年1月に同部会の下部機関である煙火保安小委員会において「煙火の消費に関する技術基準の見直し」及び「がん具煙火の範囲に係る規定の見直し」について、同年1月及び2月に同部会の下部機関である特則検討小委員会において「固体ロケットブースタの解撤に係る停滞量等」、「自動車用エアバッグガス発生器組立工場の保安距離」及び「ロケット製造工場に係る建築材料等」について、同年3月に同部会の下部機関である産業火薬保安小委員会において「不発弾の処理に関する技術基準」及び「実包等の廃棄に関する技術基準」について審議した。

(ア) 煙火の消費に関する技術基準の見直しについて

煙火の消費中において、打揚従事者等に致命的な被害を及ぼす危険性があるが、この危険性の中でも「筒ばね」等による災害を防ぐため、遠隔操作による点火方法を推進するとともに、打揚筒に近接して煙火を打ち揚げる場合には、打揚従事者が安全となるような措置を義務づける等の煙火の消費に関する技術基準を見直す検討を行った。

(イ) がん具煙火の範囲に係る規定の見直しについて

がん具煙火の範囲に係る規定については、1960年に制定され、その後見直しがされておらず、また、その範囲が商品名であることから、現在市場に流通しているがん具煙火の名称と異なっている等の実態に即したものとなっていない。

そのため、がん具煙火の範囲に係る規定について、実態を踏まえ、見直す検討を行った。

(ウ) 不発弾の処理に関する技術基準について

これまで不発弾は、自衛隊により海洋投棄されていたが、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（ロンドン条約）の内容を強化する議定書の発効に伴い、2007年4月1日から海洋投棄が禁止されることとなったため、陸上において不発弾を安全に処理できるように、耐爆型の工場の構造、処理設備及び処理方法を定める等の不発弾の処理に関する技術基準を検討した。

(エ) 実包等の廃棄に関する技術基準について

これまで実包、空包及び銃用雷管（以下「実包等」という。）は、警察が引き取り、自衛隊が海洋投棄していたところ、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関

する条約（ロンドン条約）の内容を強化する議定書の発効に伴い、2007年4月1日から海洋投棄が禁止されることとなったため、陸上処理において実包等を安全に処理できるように、燃焼炉を使用して燃焼処理する等の実包等の廃棄に関する技術基準を検討した。

2006年火薬類事故 総括表（取扱・種類別一覧表）

項目	種類別	事故件数		死亡者数		負傷者数	
		件数	計	人数	計	人数（重-軽）	計（重-軽）
製造中	産業火薬	1	2	0	1	1-0	1-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	1		1		0-0	
消費中	産業火薬	4	37	0	1	0-0	5-37
	煙火	32		1		5-36	
	がん具煙火	1		0		0-1	
運搬中	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
貯蔵中	産業火薬	0	0	0	0	0-0	0-0
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
がらう中	産業火薬	0	1	0	0	0-0	0-1
	煙火	0		0		0-0	
	がん具煙火	1		0		0-1	
その他事故	産業火薬	0	1	0	0	0-0	0-0
	煙火	1		0		0-0	
	がん具煙火	0		0		0-0	
合計	産業火薬	5	41	0	2	1-0	6-38
	煙火	33		1		5-36	
	がん具煙火	3		1		0-2	

6. 液化石油ガスの保安

原子力安全・保安院は、一般消費者等が生活の用に使用する液化石油ガス（以下、「LPガス」と略す。）による災害の防止を目的とする「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（以下、「液石法」と略す。）の実施及びLPガス販売事業者等への立入検査の実施による事後規制など同法の適正な運用を図るとともに保安対策の高度化を図るための調査・研究開発について下記を実施した。

(1) ガス消費機器に関する一酸化炭素中毒事故防止対策の強化

(ア)パロマ工業（株）製の半密閉式ガス瞬間湯沸器の特定機種を契機として、「製品安全対策に係る総点検結果」を発表。LPガス関係では、事故情報の収集・分

析体制の強化及び消費者に対する事故情報の公表、ガス消費機器の技術基準の強化を実施。具体的には、LPガス販売事業者からの事故報告に機器メーカー名等を追加、直接報告先に経済産業省を追加、定期消費設備調査の再特定瞬間湯沸器の排気扇作動点検等を追加する省令改正を実施。また、ガス消費機器に係る事故情報を速報段階で公表。

(イ)リンナイ（株）製小型（開放式）ガス瞬間湯沸器の事故を契機に、2月に一酸化炭素中毒事故防止強化策を発表。新聞広告等による一酸化炭素中毒防止の注意喚起、過去21年分の消費設備に係る事故案件についてメーカー名を付して公表等を実施した。

(2) LPガス販売事業者等への指導について

LPガス販売事業者等における保安の確保・高度化の努力が適切に行われるよう下記を実施した。

(ア)行政による事後的な監視として行っている立入検査を11件実施した。

(イ)立入検査を行った結果、複数の事業所において保安に係る帳簿への虚偽の記載、多数の保安点検業務の未実施等重大な法令違反が認められたため、保安業務の改善命令並びに改善指示及び厳重注意の行政指導によって厳正に対処するとともに、プレスリリースやホームページへの掲載などを通じ対外的に公表し透明性を高めている。

(3) 液化石油ガス保安対策指針の策定について

消費者の保安確保の一層の充実及び重大事故の早期撲滅の観点から、2006年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針を策定した。本指針は、[1]LPガス販売事業者等における保安業務の確実な実施及び自主保安の一層の高度化、[2]業務主任者の役割と責任、[3]具体的な事故防止対策（一般家庭における一酸化炭素中毒等の事故防止対策、埋設管・機器等の事故防止対策、業務用厨房等における事故防止対策、営業譲渡時の保安業務の確実な実施、バルク供給にかかる事故防止対策、落雪事故防止対策）、[4]自然災害対策の4点を重点項目として、保安院に登録しているLPガス販売事業者等に対し通知し、自主的な保安対策を実施する際の指針として周知徹底を図った。

(4) 調査・研究開発の実施について

機器の保安機能の最適維持、経年劣化等による異常等を故障前に簡易に検知出来る等LPガスの流通・消費段階において、国が技術開発により保安対策の高度化を図り、事故・災害を未然に防止するとともに、LPガスの生産・流通の合理化に資するための[1]安全機器の保安機能維持のための共通基盤技術の調査研究、[2]調整器の経年劣化等異常検知技術の調査研究、[3]バルク貯槽管理に係る経年影響の調査研究等を高圧ガス保安協会等へ委託して行った。

(5) 指導・普及の実施について

LPガス等を取り扱う事業者の自主保安を促進し、事故・災害を未然に防止するために、①地域の指導者となるべき保安専門技術者の育成及びインターネットを利用した各種保安高度化関係情報の提供、②保安技術講習会及び保安機関業務等の個別コンサルティング等を高圧ガス保安協会等へ委託して行った。

そのほか、LPガス販売事業者等の保安技術レベルの向上のための講習会事業、保安技術者向けwebサイトの運営事業を実施しており、一般消費者等に対しては、関連業界団体と協力して、webサイトの運営、各種広報活動を通じて、LPガスを安全に使用するための知識・安全器具の普及・啓発事業を実施した。

(6) 液化石油ガス消費者保安功績者原子力安全・保安院長表彰について

LPガスの保安高度化を図るため、自主的な保安活動を積極的に推進し顕著な功績を挙げたLPガス販売事業者等への表彰を行った。

また、表彰対象者を周知するため、保安院や関係団体のHP等で積極的に広報を行った。

LPガス一般消費者事故集計表

(年別及び月別事故(累計)件数)

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
1月	11	17	6	8	55
2月	5 <u>16</u>	11 <u>28</u>	14 <u>20</u>	15 <u>23</u>	49 <u>104</u>
3月	9 <u>25</u>	8 <u>36</u>	10 <u>30</u>	15 <u>38</u>	8 <u>112</u>
4月	5 <u>30</u>	4 <u>40</u>	7 <u>37</u>	2 <u>40</u>	7 <u>119</u>
5月	11 <u>41</u>	10 <u>50</u>	11 <u>48</u>	6 <u>46</u>	11 <u>130</u>
6月	8 <u>49</u>	12 <u>62</u>	5 <u>53</u>	6 <u>52</u>	11 <u>141</u>
7月	10 <u>59</u>	10 <u>72</u>	10 <u>63</u>	6 <u>58</u>	18 <u>159</u>
8月	6 <u>65</u>	9 <u>81</u>	11 <u>74</u>	4 <u>62</u>	19 <u>178</u>
9月	6 <u>71</u>	8 <u>89</u>	7 <u>81</u>	4 <u>66</u>	11 <u>189</u>
10月	5 <u>76</u>	12 <u>101</u>	10 <u>91</u>	6 <u>72</u>	10 <u>199</u>
11月	7 <u>83</u>	8 <u>109</u>	6 <u>97</u>	9 <u>81</u>	9 <u>208</u>
12月	7 <u>90</u>	11 <u>120</u>	8 <u>105</u>	24 <u>105</u>	11 <u>219</u>
合計	90	120	105	105	219
対前年比(%)	+ 3.4	+33.3	▲12.5	±0	±108.6

[注] 下線部分は各月累計件数

(年別事故件数及び死傷者数)

項目	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
件数	90	120	105	105	219
死者(人)	4	7	2	1	0
傷者(人)	64	86	88	58	78
	8	6	18	0	5

7. 鉱山の保安

鉱山においては、鉱業権者による自主保安体制の確立・堅持を基本とする保安の確保が事業活動の大前提であるが、政府としても、これを補完するため「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき監督検査等を実施した。

また、金属鉱山等の坑廃水などは、放置すれば周辺環境・住民に多大な影響を及ぼすおそれがあることから、地方公共団体等が行う鉱害防止事業に対して補助金等による支援を行うとともに、独立行政法人石油天然ガス・金属

鉱物資源機構（以下「機構」という。）等を通じて鉱害防止技術開発、同調査指導、国際技術協力等を実施した。

(1) 鉱山保安法施行規則等の一部改正

(ア) 2006年10月1日施行

公道を走行しない特殊自動車（特定特殊自動車）からの排出ガスを規制することを目的とした『特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律』（以下「オフロード法」という。）の施行に伴い、特定特殊自動車の使用者に対する規制が2006年10月1日から開始されることから、『鉱山保安法施行規則』（以下「施行規則」という。）について所要の改正を行った。

また、鉱業上使用する工作物のうち、高圧ガス製造施設及び高圧ガス貯蔵所について耐震規定等を整備するため、『鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令』（以下「技術基準省令」という。）において所要の改正を行った。具体的な内容は次のとおりである。

(A) 特定特殊自動車の使用に係る規制

オフロード法の施行に伴い、特定特殊自動車の使用者に対する規制が平成2006年10月1日から開始されることから、これに対応するため、鉱山保安法においても同等の規制を行うべく施行規則について次の改正を行った。

(a) 定義（施行規則第1条関係）

- ・「特定特殊自動車」及び「特定特殊自動車排出ガス」を定義すること

(b) 特定特殊自動車の使用について講ずべき措置（施行規則第20条の3関係）

- ・オフロード法第12条に規定する基準適合表示等が付された特定特殊自動車を使用すること
- ・特定特殊自動車排出ガスの抑制のための措置を講ずること

(c) 経過措置（施行規則附則第2条関係）

- ・オフロード法と同一とする（規制適用日前に製作等されたものは適用しない）

(B) 高圧ガス製造施設及び高圧ガス貯蔵所に係る技術基準（耐震規定等）

高圧ガス製造施設及び高圧ガス貯蔵所について、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）と同等の耐震規定等を整備するため、技術基準省令について次の改正を

行った。

(a) 耐震等について講ずべき措置（技術基準省令第25条、第26条、第27条関係）

- ・高圧ガス設備の基礎は、地盤の不同沈下等により有害なひずみを生じないものとする
- ・高圧ガス設備は、地震の影響に対して安全な構造とすること

(イ) 2007年4月1日施行

「二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書」の実施等に伴い、海洋施設において管理されている有害液体物質による海洋汚染に対して迅速かつ効果的に対処し得る体制を確立するため、鉱山保安法施行規則（平成16年経済産業省令第96号。以下「施行規則」という。）及び鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令（平成16年経済産業省令第97号。以下「技術基準省令」という。）について所要の改正を行った。具体的な内容は次のとおりである。なお、上記議定書の実施等に伴い、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第68号）が2006年6月14日に公布、2007年4月1日から施行された。

(A) 海洋施設における有害液体物質の処理等に係る規制

海洋施設において管理されている有害液体物質による海洋汚染防止（鉱害の防止）のため、施行規則及び技術基準省令について次の改正を行った。なお、本改正は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海洋汚染防止法」という。）と同等の内容である。

(a) 定義（施行規則第1条関係）

- ・「有害液体物質」を定義すること

(b) 海洋施設における有害液体物質の処理（施行規則第24条関係）

- ・海洋施設から、有害液体物質を排出してはならないとすること
- ・大量の有害液体物質が海洋へ排出されたときは、有害液体物質の防除措置を講じなければならないとすること
- ・有害液体物質を海洋に排出したときは、その内容について記録及び保存をしなければならないとす

ること

(c) 現況調査（施行規則第 37 条関係）

・海洋施設における有害液体物質の処理について、現況調査を行わなければならないとすること

(d) 保安規程（施行規則第 40 条関係）

・海洋施設における有害液体物質の処理について、保安規程に定めなければならないとすること

(e) 報告（施行規則第 46 条関係）

・有害液体物質を海洋に排出したときは、産業保安監督部長に報告しなければならないとすること

(f) 海洋施設の有害液体物質に係る技術基準（技術基準省令第 18 条関係）

・有害液体物質の防除のための資材を備え付けなければならないとすること

(g) その他（施行規則第 24 条及び技術基準省令第 5 条関係）

・海洋汚染防止法の改正に伴う引用条項の変更

(2) 災害の発生状況

「鉱山保安法」第 41 条に基づき、2006 年に報告があった災害は次のとおりである。

	災害報告件数	罹災者数 (軽傷以上)
金属・非金属	19	12
石灰石	21	17
石油	2	2
石炭（亜炭を含む）	2	1
合計	44	32

(3) 鉱山保安監督検査等

鉱山（一部休廃止鉱山を含む）における危害及び鉱害を防止するため、「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、産業保安監督部等が監督検査等を実施した。

また、石炭鉱山のうち 2 炭鉱が坑内掘炭鉱（炭鉱技術移転のための研修炭鉱を含む。）である。露天掘炭鉱に比べ、坑内作業等特有の作業環境下にあることから、災害につながる危険性を内包しており、保安確保に万全を期す必要がある。このため、「鉱山保安法」に基づき、北海道及び九州産業保安監督部等が監督検査等を実施した。

(参考)

(2006 年末現在)

	稼行鉱山数	鉱山労働者数
金属・非金属	198	3,484
石灰石	274	6,929
石油	64	1,423
石炭 (亜炭含む)	15	780
合計	551	12,616

(4) 休廃止鉱山の鉱害防止対策

金属鉱山等においては、閉山後もカドミウム、砒素等の有害物質を含む坑廃水が半永久的に流出するという特殊性があり、地元住民の健康、周辺環境に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、産業保安監督部による監督指導業務に加えて、次のような施策を実施した。

(ア) 休廃止鉱山鉱害防止等工事に係る支援

休廃止鉱山に係る鉱害の発生を防止するため、地方公共団体及び鉱害防止義務者（鉱業権者等）が行う鉱害防止事業に対して休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（以下「休廃止補助金」という。）を交付（補助率：3/4）した。

(A) 義務者不存在分

鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山について、地方公共団体が実施する集積場の覆土・植栽、坑口の閉そく、坑廃水処理等の事業に対し休廃止補助金を交付した。

(B) 義務者存在分

鉱害防止義務者が存在する休廃止鉱山について、義務者が実施する坑廃水処理事業のうち、義務者の行為に起因しない汚染分（自然汚染、他者汚染）に対し休廃止補助金を交付した。

(イ) 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による

鉱害防止支援事業

機構の鉱害防止部門が実施する事業の運営に必要な経費等について運営費交付金を交付し、次の事業を実施することにより、金属鉱山等に起因する鉱害を防止した。

(A) 鉱害防止工事の調査指導業務及び指導支援業務

地方公共団体が実施する鉱害防止事業（鉱害防止義務者が不存在の場合）について、地方公共団体の依頼に応じて事前調査・技術指導等の調査指導業務を実施した。

また、地方公共団体の委託を受けて大規模又は技術的に困難な鉱害防止工事の設計・工事支援、坑廃水処理施設の維持管理の指導支援業務を実施した。

(B) 技術開発業務

鉱害防止対策の効率化・費用低減化等のため、機構において必要な技術の開発に関する調査研究業務を実施した。2006年度は、坑廃水処理により発生する濁物の減容化等のための技術開発を行った。

(C) 融資及び債務保証業務

鉱害防止資金（使用済特定施設鉱害防止工事及び坑廃水処理事業分、鉱害防止事業基金拠出金分）及び鉱害負担金資金について融資を行った。

(D) 鉱害防止積立金業務

使用中の特定施設について、使用終了後の鉱害防止工事費用として、「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」の鉱害防止積立金制度に基づき、採掘権者等が積み立てる積立金の管理業務を実施した。

(E) 鉱害防止事業基金業務

恒久的な坑廃水処理費用を確保するため、「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」の鉱害防止事業基金制度に基づき、採掘権者等の拠出した基金の管理・運用業務を実施した。

(ウ) 廃止石油坑井封鎖事業費補助金

鉱害防止義務者が不存在で、漏油等の鉱害が発生又は発生するおそれがある廃止石油坑井の封鎖措置を実施する地方公共団体に対し補助金を交付（補助率：3/4）した。

(5) 技術開発等の推進

(ア) エネルギー使用合理化総合鉱害防止技術開発

休廃止鉱山における坑廃水の発生源対策として、ポリマー充てん材の充てん性能、充てんするポリマーを隔離するストッパー材の打設性能を確認するため、鉱山の坑道の一部を使用した現地試験を実施し、ポリマーを利用した坑廃水流出抑制技術の施工性、適用性の評価を行った。また、たい積場導入技術として、基礎データの整備結果を踏まえ、たい積場浸透水抑制ポリマーの検討、たい積場導入技術の施工方法の検討を行った。

新規規制物質の坑廃水処理技術開発として、抽出された要素技術の室内試験を行い、有効な要素技術のみを対象にベンチスケール試験を行った。

(イ) 遠隔海域石油開発環境安全調査

遠隔海域での海洋石油等開発において、浅海操業用施設を利用した場合及び国内実績のない大水深操業用施設を使用した場合の環境保全・労働安全についての調査を行っ

た。

(ウ) 石油及び天然ガス鉱山坑井廃止基準調査

石油及び天然ガス鉱山における鉱害を防止するために定められた廃止坑井封鎖基準について、最新の知見等を反映した基準に見直すための検討に資する調査を行った。

(エ) 廃止坑井位置確認等実証調査

十分な廃坑措置がとられず、ケーシングパイプの抜揚や埋没により、坑口位置が不明確となった坑井に対しては、抜本的な鉱害防止対策をとることができない。よって、既存の地下探査技術を応用し、効果的かつ合理的に坑口位置を特定する手法を確立するための調査及び実証試験を行った。

(6) 国際協力事業

我が国に蓄積されている保安技術を積極的に海外に移転することにより、鉱害防止、海外の鉱山・炭鉱での事故の減少、保安技術に習熟した人材の育成を通じて、国際社会に貢献することを目的に次の事業を実施した。

(ア) JICAプロジェクト方式技術協力

(A) チリ鉱害防止指導体制強化プロジェクト

チリ国では、稼行・休廃止鉱山の実態に係る情報の未整備、環境対策の企画・モニタリング技術・経験の不足等から休廃止鉱山の放置による環境への影響が懸念されている。このため、我が国に対して鉱害防止体制強化に係る技術協力の要請があり、2002年7月から2007年6月までの協力期間で実施している。2006年度も引き続き鉱害管理技術、鉱務監督官育成技術、休廃止鉱山に係るデータベースの整備等の技術移転を実施した。

(B) ボリビア共和国鉱山環境研究センタープロジェクト

ボリビアではかつて、たい積場の決壊により国際河川を汚染したこと等を踏まえ、鉱業廃水による水質汚濁防止のための行政制度及びそのための技術の確立を図り、その成果を普及する鉱山環境研究センターを設立する必要があるとの認識に至った。本件に関し、我が国に対して技術協力の要請があり、2002年7月から2007年6月までの協力期間で実施している。2006年度も引き続き環境調査手法、廃水処理技術等の技術移転を実施した。

(イ) ガス爆発災害防止技術適用化（中国）

ガス爆発災害が頻発している中国にガス爆発災害防止技術を移転し、モデル炭鉱において中国の炭鉱の現状に即

したガス爆発災害防止対策を確立するとともに、他の炭鉱への保安技術の普及を図るものである。2006年度は、ガス抜きを目的とした方向制御ボーリングの高効率の実証並びに坑内通気網解析ソフト実用運用に関する技術指導（サポート）及び無線システム実用運用化などを実施した。

(ウ) 自然発火災害防止技術適用化（インドネシア）

今後坑内採掘の増加が見込まれるインドネシアに自然発火防止技術を移転し、モデル炭鉱においてインドネシアの現状に即した自然発火防止対策を確立するとともに、他の炭鉱への保安技術の普及を図るものである。2006年度は、自然発火監視用の温度・COセンサによる観測等を継続実施するとともに集中監視システム、危険予知及び自然発火防止並びに消火技術の現場適用化などを実施した。

(エ) 出水災害防止技術適用化事業（ベトナム）

坑内採掘の増加が見込まれるベトナムに出水災害防止技術を移転し、モデル炭鉱においてベトナムの現状に即した出水災害防止対策を確立するとともに、他の炭鉱への保安技術の普及を図るものである。2006年度は、断層・旧坑・地層探査を目的とした坑内ボーリング（コアボーリング）技術指導、地表探査（断層・旧坑・地層）の収集データを基に探査・解析技術マニュアル作成及び地下水流動解析で出水危険度マップ作成などを実施した。

8. 産業保安監督部

8. 1. 北海道産業保安監督部

(1) 管轄区域

北海道

(2) 施策の概要

(ア) 電力の保安

電気事業用・自家用電気工作物の工事・維持・運用及び一般用電気工作物に係る保安の監督、指導業務のほか、電気事業用・自家用発電所の公害防止等の指導監督及び電気工事業の保安に関する業務、主任技術者等の電気関係各種資格の審査・交付業務を実施。

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

「ガス事業法」に基づくガス工作物に係る各種届出・審査業務、立入検査、ガス消費機器設置工事監督者資格認定業務、「高圧ガス保安法」に基づく完成検査の認定等の進達、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に

関する法律」に基づく立入検査、高圧ガス保安意識の高揚並びに保安の推進のための共同防災訓練の実施、石油コンビナートの火災防止のための合同立入検査、「火薬類取締法」に基づく許認可業務、完成・保安検査、各保安業務に関する事務所、功労者等に対する保安表彰を実施。

(ウ) 鉱山の保安

「鉱山保安法」に基づく各種届出審査等業務、鉱山における危害・鉱害防止に関する保安監督・指導業務、施業案の審査、地方鉱山保安協議会に関する業務を実施。

また、金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく鉱害防止積立金制度、鉱害防止事業基金制度の運用及び特定施設の鉱害防止事業計画の審査及び検査、鉱害防止技術に関する指導、休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金の交付業務等を実施。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(A) 立入検査実施状況

(a) 電気事業用電気工作物立入検査（発電所除く）

（単位：件）

配電設備及び電力用保安通信設備	3
送電設備、変電設備及び電力用保安通信設備	2

(b) 自家用電気工作物立入検査（発電所除く）

64件

(c) 発電所に係る立入検査

（単位：件）

水力発電所	17
火力発電所	28
風力発電所	14

(B) 電気事故等発生状況

（単位：件）

感電又は破損による死傷事故	3
電気火災事故	0
破損又は誤操作による公共被害事故	0
主要電気工作物の破損事故	20
供給支障事故	0
電気事業者間の波及事故	0
自家用電気工作物からの波及事故	18

ダムの異常放流事故	0
-----------	---

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況

(単位：件)

一般ガス事業者	9
簡易ガス事業者	8
大口ガス事業者	0
ガス導管事業者	0
準用事業者	0

(b) 事故発生状況 (2006年)

(単位：件)

一般ガス	6
簡易ガス	3

(B) 高圧ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況：0件

(b) 事故発生状況 2006年)

(単位：件)

製造事業所	2
消費先	5
運搬中	0
冷凍	1
盗難・喪失	54

(C) 火薬類保安関係

(a) 立入検査実施状況：0件

(b) 事故発生状況 (2006年)

(単位：件)

製造中	0
消費中	4
その他	0

(D) コンビナート保安関係

(a) 立入検査実施状況

(単位：件)

レイアウト確認検査	0
石油コンビナート等特別防災区域合同立入検査	1

(b) 事故発生状況 (2006年)：1件

(E) 液化石油ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況：0件

(b) 事故発生状況 (2006年)

○現象別事故発生状況

(単位：件)

漏えい	15
漏えい爆発	2
漏えい火災	4

○原因者別事故発生状況

(単位：件)

事業者	6
工事業者	0
一般消費者	1
その他	14

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山保安関係

(a) 立入検査等実施 (危害関係検査実績)

○鉱種別立入検査等実施状況

(単位：件)

金属・非金属	10
石灰石	19
石油・天然ガス	11
石炭	22

○検査別立入検査等実施状況

(単位：件)

保安検査	41
保安状況調査	20
特別検査	1

(b) 事故発生状況 (2006年)

○鉱種別罹災者数

(単位：件)

金属	0
非金属	0
石灰石	0
石油・天然ガス	0
石炭	1

○事由別事故発生状況

(単位：件)

運搬装置 (その他)	1
火災 (罹災者なし)	1

(B) 鉱害防止関係

(a) 立入検査等実施状況 (鉱害関係検査実績)

○鉱種別立入検査等実施状況

(単位：件)

金属・非金属	19
石灰石	7
石油・天然ガス	0
石炭・亜炭	4

○検査別立入検査等実施状況

(単位：件)

鉱害等検査	18
その他検査 (集積場)	12

(b) 事故発生状況 (2006年) : 0件

8. 2. 関東東北産業保安監督部東北支部

(1) 管轄区域

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県 (鉱山保安にあつては、次項8. 3. (1)の管轄区域を除く。) 及び新潟県 (電気事業のみ)。

(2) 施策の概要

原子力発電所を除く電力、都市ガス、火薬類、高圧ガス、鉱山等に関する安全確保を目的として、各事業者による自主保安を前提に、厳正な監督・検査等を実施した。

更に、各種会議等の開催により、自主保安の意識向上を図り、一層効率的でかつ実効性のある産業保安の推進に取り組んだ。

また、金属鉱業等鉱害対策特別措置法の施行および補助事業の実施により、鉱害防止事業を推進した。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(A) 電気工作物の検査等の実施

(単位：件)

項目		2006年度
使用前安全管理審査	システム	1
	個別	47
	計	48
定期安全管理審査	システム	3
	個別	14
	計	17
第三者の安全管理審査の評定	システム	0
	個別	145
	計	145

(B) 立入検査の実施

(単位：件)

項目	2006年度
電気事業用電気工作物	8
自家用電気工作物	37

(C) 主任技術者免状交付及び電気工事資格認定件数

(単位：件)

項目	2006年度
ダム水路主任技術者免状	27
ボイラー・タービン主任技術者免状	33
電気主任技術者免状	115
電気工事資格認定	255

(D) みなし登録電気工事業者の届出件数及び立入検査

(単位：件)

項目	2006年度
登録電気工事業者登録・届出関係	0
みなし登録電気工事業者届出関係	39
みなし登録電気工事業者立入検査	16

(E) 各種会議等の開催

ボイラー・タービン主任技術者会議

・2006年7月13日 仙台市

ダム・水路主任技術者会議

・2006年12月1日 仙台市

(F) 電気事業関係表彰の実施（東北管内分）

電気保安功労者原子力安全・保安院長表彰

項目	2006年度
自家用電気工作物設置の事業場	1事業場
電気事業者の事業場	2事業場
電気工事業者の営業所の部	2事業場
電気主任技術者	2名
電気工事士	1名
永年勤続者	7名

・2006年8月24日 仙台市

電気保安功労者大臣表彰

項目	2006年度
工場等の部	1事業場
個人の部	2名

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 立入検査等の実施

項目	2006年度
火薬類取締法 (単位：件)	完成検査 7 保安検査 3
高圧ガス保安法 (単位：件)	0
一般ガス事業 (単位：事業所)	17
簡易ガス事業 (単位：事業所)	32

(B) 会議等の開催

北海道・東北六県火薬類及び高圧ガス並びに液化石油ガス保安関係ブロック会議の開催

・2006年7月18, 19日 白河市

液化石油ガス消費者保安対策推進会議の開催

・2007年2月23日 仙台市

ガス主任技術者会議の開催

一般ガス事業者：2006年10月27日 仙台市

簡易ガス事業者：2006年10月30日 仙台市

(C) 液化石油ガス販売事業者等保安ヒアリングの実施

・2006年度：販売事業者20社、保安機関24社

(D) 高圧ガス保安功労者等の表彰の実施

・2006年11月22日（第20回 高圧ガス保安東北大会）仙台市

(単位：件)

区分	2006年度	
原子力安全・保安院長表彰	優良製造所	3
	保安功労者等	4
	優良販売業者等	1
	優良製造保安責任者等	2
経済産業大臣表彰	優良製造所	3
	保安功労者等	5
	優良販売業者等	2
	優良製造保安責任者等	0

(E) ガス保安功労者表彰の実施

○原子力安全・保安院長表彰

・2006年11月17日 仙台市

一般ガス事業 2006年度：個人4名

簡易ガス事業 2006年度：個人4名

○大臣表彰（東北管内分） 2006年度：個人1名

(ウ) 鉱山の保安

(A) 立入検査の実施

(単位：件)

検査等の種類	2006年度
保安検査	64
鉱害等検査	40
特別検査	8
その他検査（休止鉱山等，集積場，石油坑井）	28
特措法に基づく検査	1
法39条命令調査	15
廃止鉱山調査	2
合計	158

(B) 保安教育、保安指導等の実施

保安統括者会議の開催

・2006年5月26日 仙台市

全国鉱山保安週間における保安活動の推進

(C) 鉱山保安関係表彰の実施

東北地方鉱山保安表彰

区 分	2006 年度
優良鉱山	2
保安責任者	1
保安従事者	10
保安功労・貢献者	1

・2006年5月26日 仙台市

(D) 「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」の施行

「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、使用中の特定施設に係る鉱害防止積立金の算定並びに使用済特定施設の鉱害防止事業を計画的に実施した。

(E) 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助事業

・休廃止鉱山で、鉱害防止義務者が不存在又は無資力の鉱山の鉱害防止工事に要する経費の一部を補助金として地方公共団体に交付した。

項 目	2006 年度
鉱害防止工事	5
危害防止工事	1
亜炭鉱放置坑口閉そく工事	0
坑廃水処理	11

・休廃止鉱山で、坑廃水処理事業者が実施する坑廃水処理に要する経費のうち、自己の採掘活動に係るもの以外の部分に要する経費の一部を補助金として事業者に交付した。

・2006年度： 21件

(F) 廃止石油坑井封鎖事業費補助事業

廃止石油鉱山で、鉱害防止義務者が不存在の鉱山の坑井封鎖工事に要する経費の一部を補助金として地方公共団体に交付した。

・2006年度： 1件

8. 3. 関東東北産業保安監督部

(1) 管轄区域

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県（1都10県）

○電気に関するものについては、新潟県、長野県、静岡県の一部を除く。

○ガスに関するものについては、静岡県磐田市、湖西市、浜松市の一部、袋井市の一部及び浜名郡を除く。

○石炭、けい石及び耐火粘土の生産その他これらの鉱物に係る鉱業については、福島県いわき市、白河市の一部、双葉郡及び西白河郡を含む。

(2) 施策概要

電力、都市ガス・高圧ガス・火薬類・LPガス及び鉱山の保安について、立入検査等を実施し、法の遵守、保安の確保等について指導を行った。また、災害発生防止のため関係団体等への指導を行った。

電気保安については、事故報告を取りまとめ、電気主任技術者セミナー等における発表等を実施し、事故防止の啓発を促した。

都市ガスについては、ガス工作物等の事故発生及び再発を防止するためガス主任技術者会議その他講習会を通じて周知・啓蒙を図った。高圧ガス、火薬類、LPガス等については、都県火薬類及び高圧ガス取締担当国会議を開催した。

鉱山の保安については、「第10次鉱業労働災害防止計画」及び災害・鉱害の発生状況等を踏まえ、管内鉱山におけるリスクマネジメントシステムを活用した自主保安体制の確立による危害の防止及び鉱害の未然防止を推進するため、2006年度鉱山保安監督指導実施要領を作成し、監督指導を実施した。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(A) 電気工作物の保安及び電気工事等の関係業務に係る処理

事業用電気工作物の発送変電設備及び需要設備に係る届出受理等を行うとともに、これらに対する安全管理審査及び立入検査等を実施した。

また、主任技術者の免状交付及び、特種電気工事資格者、認定電気工事従事者の認定証の交付、電気工事業者に対する登録・届出受理・立入検査を実施するなど保安の確保に努めた。

電気工作物の保安及び電気工事関係業務の処理件数

(単位：件)

(単位：件)

	2005年度	2006年度
電気事業用及び自家用電気工作物の工事計画、安全管理審査関係	1,434	1,500
主任技術者の選任関係	31,519	32,036
保安規程等関係	50,498	40,417
電気事故報告関係	183	207
主任技術者、電気工事士の免状交付等	2,142	1,929
電気工事士養成施設の指定・変更届等	20	16
電気工事業者の登録等	85	137
電気工事業者に係る立入検査	20	19
PCB含有電気工作物の報告関係	2,154	2,058
電気安全表彰数	33	28
電気工作物に係る立入検査	92	101
合計	88,180	78,448

	2005年度	2006年度
感電死傷事故	19	27
電気火災事故	4	3
電気工作物の欠損等による人身又は物損等の事故	9	6
主要電気工作物破損事故	20	29
電気事業者の供給支障事故	4	3
電気事業者間で供給支障を発生させた事故	0	0
自家用電気工作物から電気事業者に供給支障を発生させた事故	127	138
ダムの洪水吐きから異常に放流させた事故	0	1
合計	183	207

(B) 電気工作物設置者等に対する指導・監督

電気工作物設置者に対して、自主保安体制の確立のため、保安規程の届出及び主任技術者の選任等の指導監督業務を実施した。電気工事業者に対して、法令遵守等の指導監督業務を実施した。

また、法令改正等については電気主任技術者セミナー、各種電気主任技術者会の説明会等において周知した。

(C) 電気安全推進業務

電気事故報告を分析し事故事例等として取りまとめた。これを電気使用安全月間に実施する電気安全講演会、電気主任技術者セミナー、各種主任技術者会等において発表し、また日本電気協会等の出版物への掲載によって事故防止の啓発を行った。

(D) 事故発生状況

事業用電気工作物の管内の事故報告状況は次のとおりである。

(イ) 都市ガス・高圧ガス・火薬類・LPガス等の保安

(A) 都市ガスの保安

ガス工作物の工事、維持及び運用については、工事計画の届出、保安規程の届出、ガス主任技術者の選任等によって保安を確保した。ガス消費機器設置工事業者に対しては有資格者の監督の義務付け、また、ガス事業者に対しては需要家が使用しているガス機器の安全使用の周知、ガス機器の調査を義務付け、立入検査等により指導を行った。

都市ガス立入検査件数

(単位：件)

	2005年度	2006年度
一般ガス事業者	22	29
簡易ガス事業者	47	72
大口ガス事業者	0	0
導管事業者	1	1
準用事業者	4	4

(B) 高圧ガス、火薬類、LPガス等の保安

「高圧ガス保安法」、「火薬類取締法」に基づき、それぞれ製造、輸入、販売、貯蔵、消費及び運送について現地調査、施設検査、届出等により指導を行った。「液化石油

ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、家庭・厨房用LPガスの供給設備等及び保安機関について立入検査、保安機関の認定、届出等により指導を行った。

火薬類製造施設完成・保安検査件数

(単位：件)

	2005年度	2006年度
製造施設完成検査	18	27
製造施設保安検査	14	13

L P ガス立入検査件数

(単位：件)

	2005年度	2006年度
販売事業者	20	26
保安機関	20	26

(ウ) 鉱山の保安

(A) 保安指導員による鉱山保安指導

鉱山におけるリスクマネジメントの普及促進を図るため、管内鉱山において保安指導（リスクマネジメント）を実施した。同指導には管内鉱山の現場担当者が参加した。

(B) 鉱山保安確保のための業務の実施

「鉱山保安法」に基づき鉱山労働者に対する危害の防止及び鉱害の防止等を図るための各種届出等（施業案の審査、施設の届出等）の業務を行った。

また、次のとおり立入検査を実施した。

2006年度立入検査件数

鉱種別	保安	鉱害等	その他
金属・非金属	33	10	4
石灰石	52	0	2
石油・天然ガス	38	2	3
亜炭	1	0	0
合計	124	12	9

(C) 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金事業の実施

(a) 鉱害防止義務者不存在

休廃止鉱山及びその周辺の鉱害調査の結果、鉱害防止対策が必要なとき、鉱害防止義務者不存在の場合は、地

方公共団体が事業主体となって、鉱害防止工事の推進を図るよう、その事業に要する経費の一部（3/4）を補助した。

なお、2006年度は、1鉱山に対して坑廃水処理事業の補助をまた、1鉱山に対して坑口閉塞の補助事業を行った。

(b) 鉱害防止義務者存在

鉱業権は存続しているが既に採掘活動を終了し、今後とも再開の見込みのない鉱山等について、坑廃水処理事業に要する費用のうち、義務者の行為に起因しない汚染分（自然汚染、他者汚染）の処理費用について国と地方公共団体が費用を補助し、坑廃水処理事業者が坑廃水処理を実施した。

なお、2006年度は、6鉱山に対して坑廃水処理事業における補助を行った。

(D) 災害発生状況

2006年（1月～12月）の管内の災害発生状況は次のとおりである。

り 災 者 数

(単位：人)

鉱種別	2006年
金属・非金属鉱山	2
石灰石鉱山	6
石油・天然ガス鉱山	2
亜炭鉱山	0
合計	10

(参考) 鉱山数・鉱山労働者数

(2006年12月末)

鉱種別	鉱山数	鉱山労働者数
金属・非金属	33	459
石灰石	44	1,528
石油・天然ガス	39	993
石炭・亜炭	1	8
合計	117	2,988

(E) 鉱害発生状況

か焼場内清掃の際、洗浄水が誤って河川に排水され、魚が斃死した鉱害が1件発生した。

(エ)保安表彰

2006年度 74(7)件

電力・ガス・高圧ガス・鉱山の各分野の保安に関し顕著な功績を上げた事業所、事業者、個人等に対し、原子力安全・保安院長表彰を行った。

・水力、火力及び風力発電所 2005年度 14(1)件

2006年度 19(3)件

○定期安全管理審査件数

・火力発電所 2005年度 23(3)件

2006年度 21(0)件

8. 4. 中部近畿産業保安監督部

(1) 管轄区域

愛知県、岐阜県、三重県、富山県及び石川県を管轄（ただし、電気については長野県全域、静岡県及び福井県の一部を、ガスについては静岡県の一部を含む。）。

監督部は、名古屋に本部を置き、北陸地域の電気及びガス（一般ガス及び簡易ガス）については、富山市に所在の北陸産業保安監督署が管轄している。

注：()内は北陸監督署の件数で外数

(b) 立入検査の実施

○立入検査件数

・変電、送電及び需要設備 2005年度 27(39)件

2006年度 95(50)件

・水力及び火力発電所 2005年度 25(23)件

2006年度 31(24)件

注：()内は北陸監督署の件数で外数

(2) 施策の概要

(ア) 電力の安全

電気工作物の工事、維持及び運用を規制することにより公共の安全の確保と電気事故の防止を図るため、電気事業者及び電気工作物設置者等に対する監督指導を実施した。

(c) 変電、送電、需要設備及び発電設備の電気事故に係る再発防止指導

変電、送電、需要設備及び発電設備の電気事故の再発を防止するため、会議等を通じて周知・啓蒙を図った。また、電気事故が発生した場合、状況に応じて立入調査を実施し、原因究明等必要な措置を指示した。

(イ) 各種ガス等・火薬・コンビナートの施策の概要

自主保安体制の徹底、定着を基礎として、法令の適正な運用等によって、公共の安全の確保・公害の防止を図るため、ガス等の事業者及び関係団体等に対する監督指導を実施した。

○電気事故発生状況 (単位：件)

事故の種類	2005年度	2006年度
感電死傷事故	11(4)	10(2)
感電以外の死傷事故	4(0)	5(0)
電気火災事故	0(1)	0(0)
主要電気工作物破損事故	10(5)	24(6)
発電支障事故	0(0)	0(0)
供給支障事故	2(0)	1(0)
他社波及事故	0(0)	0(0)
波及事故	43(16)	24(5)
災害(社会的影響)	1(1)	1(0)
計	71(27)	65(13)

注：()内は北陸監督署の件数で外数

(ウ) 鉱山の保安

2006年度は、「第10次鉱業労働災害防止計画」の4年目であり、同計画を踏まえた鉱山保安監督指導の重点に基づき、災害撲滅の目標達成のために、鉱山に自主保安の理念を一層徹底させるとともに災害防止対策、鉱害防止対策の推進を図るほか、保安教育の充実等を重点施策として監督指導を実施した。

(d) PCB使用機器使用状況の把握

PCB使用機器の報告書の審査・受理及び地方自治体への情報提供を実施した。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(A) 変電、送電、需要設備、発電所及び一般用電気工作物の保安確保

(a) 届出の審査及び安全管理審査の実施

○使用前安全管理審査件数

・変電、送電及び需要設備 2005年度 50(11)件

(e) 変電、送電、需要設備及び発電所の主任技術者免状交付に係る審査の実施

○免状交付件数(名古屋)

・電気主任技術者 2005年度 182(31)件

2006年度 130(24)件

- ・ダム水路主任技術者 2005年度 6(0)件
2006年度 12(0)件
 - ・ボイラー・タービン主任技術者 2005年度 52(1)件
2006年度 52(0)件
- 注：()内は再交付件数(外数)

○免状交付件数(北陸)

- ・電気主任技術者 2005年度 29(3)件
2006年度 18(4)件
 - ・ダム水路主任技術者 2005年度 23(0)件
2006年度 24(0)件
 - ・ボイラー・タービン主任技術者 2005年度 10(0)件
2006年度 11(0)件
- 注：()内は再交付件数(外数)

(f) 一般用電気工作物に関する調査業務の監督の実施

(B) 電気工事業の保安確保

注：(a)(b)の()内は北陸監督署の件数(外数)

(a) 電気工事業の届出

- 電気工事業者登録 2006年度 2(0)件
- 届出事項変更届出 2006年度 27(5)件

(b) 電気工事業の立入検査の実施

- 立入検査件数 2006年度 5(4)件

(c) 認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証交付に係る審査の実施

○認定証交付件数(名古屋本部実施分)

- ・認定電気工事従事者 2005年度 410(5)件
2006年度 269(8)件
- ・特種電気工事資格者 2005年度 67(3)件
2006年度 59(6)件

注：()内は再交付件数(外数)

○認定証交付件数(北陸監督署実施分)

- ・認定電気工事従事者 2005年度 53(0)件
2006年度 68(2)件
- ・特種電気工事資格者 2005年度 16(2)件
2006年度 29(1)件

注：()内は再交付件数(外数)

(C) 電気保安に係る広報活動

- (a) 電気使用安全月間(8月)講習会への講師派遣
- (b) 電気保安功労者表彰(原子力安全・保安院長表彰)

の実施

- 原子力安全・保安院長表彰 2006年度 16(15)件
 - 経済産業大臣表彰候補者推薦 2006年度 5(1)件
- 注：()内は北陸監督署の件数(外数)

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) ガス事業に関する業務

(a) 一般ガス事業等

- ・許認可等の業務

「ガス事業法」に基づく一般ガス事業等の許認可等の処理状況は次表のとおりである。

(単位：件)

	2005年度	2006年度
工事計画の届出(公害防止等報告)	4(1)	3(0)
工事計画の届出	12(3)	19(6)
工事計画変更の届出	1(0)	10(0)
工事計画軽微変更の届出	7(0)	8(0)
保安規程の変更届出	15(5)	12(2)
定期自主検査時期変更承認	1(0)	2(0)
ガス主任技術者特例選任承認	6(1)	5(1)

注：()内は北陸監督署の件数(外数)

- ・一般ガス事業等への立入検査(保安関係)

一般ガス事業者等に対し立入検査を次のとおり実施し、法の遵守、保安の確保等について指導を行った。

2005年度： 一般事業者8(4)、準用事業者1

2006年度： 一般事業者8(4)、導管事業者1

注：()内は北陸監督署の件数(外数)

(b) 簡易ガス事業

- ・許認可等の業務

「ガス事業法」に基づく簡易ガス事業の許認可等の処理状況は次表のとおりである。

(単位：件)

	2005年度	2006年度
簡易ガス事業の許可	4(1)	5(1)
事業譲渡譲受の認可	2(1)	2(2)
法人の合併認可	1(1)	5(2)
事業廃止の許可	4(1)	4(0)
事業休止の許可	2(16)	2(6)
供給地点の変更許可	20(8)	17(6)
特定ガス工作物の変更届出	15(11)	15(25)

注：()内は北陸監督署の件数(外数)

- ・簡易ガス事業の立入検査

簡易ガス事業者に対し立入検査(保安関係)を次のと

おり実施し、法の遵守、保安の確保等について指導を実施した。

2005年度：簡易ガス事業者20（21）

2006年度：簡易ガス事業者22（10）

注：（）内は北陸監督署の数（外数）

(c) ガス消費機器設置工事監督者の資格証の交付等

「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」に基づくガス消費機器設置工事監督者の認定及び資格証の再交付を次表のとおり行った。

	2005年度	2006年度
認定数	18名（3名）	23名（2名）
再交付数	3名（0名）	7名（0名）

注：（）内は北陸監督署の数（外数）

(d) ガス保安功労者表彰

○原子力安全・保安院長表彰

・ガス主任技術者 4(1)名

・ガス保安関係永年勤続者 6(2)名

注：（）内は北陸監督署管内表彰者（外数）

(e) 災害発生状況

一般ガス・簡易ガス事故発生状況（単位：件）

事故の分類		2005年	2006年
一般ガス	製造段階 [うち死亡]	0(0) [0(0)]	1(0) [0(0)]
	供給段階 [うち死亡]	6(1) [0(0)]	4(0) [0(0)]
	消費段階 [うち死亡]	3(0) [0(0)]	3(2) [0(0)]
	計	9(1) [0(0)]	8(2) [0(0)]
簡易ガス	製造段階 [うち死亡]	0(0) [0(0)]	0(0) [0(0)]
	供給段階 [うち死亡]	2(2) [1(0)]	3(1) [0(0)]
	消費段階 [うち死亡]	0(0) [0(0)]	0(0) [0(0)]
	計	2(2) [1(0)]	3(1) [0(0)]

注：（）内は北陸監督署の数（外数）

※ 2005年の簡易ガスの死亡事故は、内管撤去の単独工事による酸欠死亡事故であった。

(B) 液化石油ガスに関する業務

(a) 液化石油ガスの消費者保安の監督指導

液化石油ガス販売事業者登録（0件）、保安機関の認

定事業者の認可（1件）、保安機関の認定事業者更新の認可（8件）を実施するとともに販売店及び保安機関の立入検査（36件）を実施し、定期供給設備点検、消費設備調査実施状況等について監督、指導を実施した。

また、保安体制の強化推進及び改正法への対応を図るため、中部ブロック会議の開催のほか、各種保安関係会議に参加する等、所要の指導を実施した。

(b) 災害発生状況

液化石油ガス一般消費者等の事故

2005年 3件

2006年 21件

(C) 高圧ガスに関する業務

(a) 高圧ガスの災害防止対策の推進

高圧ガスによる災害発生防止のため、関係団体等への指導を実施した。また、中部ブロック会議を開催した。

(b) 災害発生状況

（単位：件）

	2005年	2006年
火災・爆発	9	6
噴出・漏洩	8	15
破裂等	3	2
その他	1	0
盗難等	26	27
計	47	50

(c) 高圧ガス保安表彰

○原子力安全・保安院長表彰

・優良製造所 4事業所

・優良販売業者 4事業所

・保安功労者 4名

・優良製造保安責任者等 7名

(D) コンビナートに関する業務

(a) コンビナートの災害防止対策の推進

コンビナートにおける災害発生防止のため、レイアウト規制の指導を行った。

(b) 災害発生状況

（単位：件）

	2005年	2006年
火災	10	8
爆発	2	3
漏洩	6	3
その他	1	0
計	19	14

(E) 火薬類に関する業務

(a) 保安業務の推進

管内3火薬類製造事業所の保安検査を年1回実施するとともに、製造施設の変更の際、完成検査を実施する等所要の指導を実施した。また、中部ブロック会議を開催し、管内各県火薬類担当者と意見交換を実施した。

(b) 災害発生状況 (単位：件)

	2005年度	2006年度
産業火薬類製造中	0	0
産業火薬類消費中	1	0
その他火薬類製造中	0	0
その他火薬類消費中	6	4
計	7	4

(ウ) 鉱山の保安

(A) 災害防止対策の推進

- (a) 重点事項として、改正鉱山保安法制度の基本であるリスクマネジメントシステムの普及・促進に努めた。
- (b) ヒューマンエラーによる災害を防止するため、作業環境の整備のほか、機械や装置について安全性と信頼性の向上を図らせた。
- (c) 保安検査に当たっては、法規違反、不安全状態等の指摘にとどまらず、リスクマネジメント手法による原因究明と対策の実施の普及に努めた。
- (d) 保安検査における改善事項については、鉱山労働者への周知徹底を図らせるとともに、改善状況を確認するための追跡検査を実施した。
- (e) 災害が発生した鉱山については、法規違反等に対する処分等厳正な措置をとるとともに、再発防止を図るため、応急対策及び恒久対策を実施させたほか、他の鉱山に対しても類似災害防止の観点から、見直し点検を実施させた。

(B) 鉱害防止対策の推進

鉱山、製錬所における集積場、坑廃水、鉱煙、粉じん、騒音、振動及び鉱業廃棄物について、各鉱山の規模、操業形態、自然条件及び鉱害発生状況等の特質に対応した監督を行った。特に、耐火粘土、けい砂鉱山に対しては、坑廃水処理強化について監督・指導を実施した。

金属鉱山等の休廃止鉱山対策としては、坑廃水処理

に係る鉱害防止等工事費補助金を交付した。一方、操業中の鉱山に対しては、鉱害防止事業の確実な実施を図らせるため、「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき、毎年度、鉱害防止積立金による資金の確保に努めさせた。

(C) 保安教育の充実等

鉱業労働災害防止協会名古屋支部が開催する鉱山作業講習会に鉱務監督官を派遣し、鉱山労働者の資質の向上と保安意識の高揚を図った。

(D) 災害発生状況 (罹災者数 (軽傷以上))

(単位：名)

	2006年(暦年)
金属・非金属鉱山	1(1*)
石灰石鉱山	4

*非鉱山労働者で外数

(E) 立入検査の実施状況

(単位：件)

	2006年度
危害関係検査	91
鉱害関係検査	28

8. 5. 中部近畿産業保安監督部近畿支部

(1) 管轄区域

当支部の管轄区域は、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府5県であるが、電力の保安に関しては、兵庫県の赤穂市の一部地域及び福井県の嶺北地域を除き、岐阜県の関ヶ原町の一部地域、三重県の熊野市の一部地域及び南牟婁郡の地域を管轄している。

(2) 施策の概要

(ア) 電力の保安

発電所、送電線、変電所、工場・ビル・家庭等の電気設備など電気にかかる設備全般の安全確保に関する業務を行い、さらに、電気に関する国家資格等の業務、発電所の環境保全対策や新エネルギー発電施設の安全を確保する業務も遂行している。

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

火薬類、都市ガス、高圧ガスなどを取り扱う者に対する監督及び指導、液化石油ガスの消費者に係る保安の確保等災害防止や産業保安の確保に関する業務を行っている。

(ウ) 鉱山の保安

鉱山における危害、鉱山施設、鉱害防止（坑廃水、鉱煙等施設、集積場、粉じん等施設は騒音・振動等施設など）保安の確保に関する業務を行っている。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(A) 事業用電気工作物及び一般用電気工作物の保安確保

事業用電気工作物に係る安全管理審査を実施し、自主保安体制の確立を図るにあたって、その状況の確認、保安規程及び主任技術者に係る指導及び監督を行うため立入検査を実施した。また、保安規程及び主任技術者等の届出等を処理した。一般用電気工作物については、調査業務を行う指定調査機関の監督を実施した。

安全管理審査件数

(単位：件)

	2005年度	2006年度
水力発電所	0	0
火力発電所	39	44
火力発電所評定	467	431
風力発電所	1	1
太陽電池発電所	2	0
送電・変電設備	0	0
需要設備	70	66

立入検査件数

(単位：件)

	2005年度	2006年度
水力発電所	10	8
火力発電所	8	6
風力発電所	2	2
送電・変電設備	10	9
需要設備	85	89

(B) 電気事故に係る再発防止

電気事故が発生した場合、事故後状況等の説明を受け、原因究明等事故後の方針について指導を行い、その後設置者より示された再発防止策の確認を行った。

(C) 主任技術者の免状交付

免状交付申請のあった者に対し、実務経験等の確認を行い、要件を満たす者に対して免状の交付を行った。

免状交付件数

(単位：件)

免状の種類	2005年度	2006年度
電気主任技術者	220	160
ダム水路主任技術者	3	9
ボイラー・タービン主任技術者	24	16

(D) 電気工事業等の保安確保

(a) 電気工事業者への監督・指導

電気工事業の業務の適正な実施を確保するため、立入検査等を実施し、指導を行った。

立入検査件数

(単位：件)

	2005年度	2006年度
電気工事業	10	11

(b) 特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者の認定証交付に係る審査の実施

認定の申請のあった者に対し、実務経験等の審査を行い、要件を満たす者に対して認定証の交付を行った。

2006年度末現在の認定証交付件数

(単位：名)

年度	実施件数
特種電気工事資格者	8,032
認定電気工事従事者	9,590

(E) PCB使用機器使用状況の把握

経年劣化による電気工作物の損壊等によりPCB含有絶縁油漏洩等を防止するに当たり、PCB使用機器の使用状況を適切に把握するため、2001年度より創設された報告制度に基づき、PCB使用機器各種届出書の受付を行い、さらに得られた情報の地方自治体への提供を実施した。

(F) 保安広報

(a) 電気使用安全月間（8月）講習会の開催

電気事故防止、自主保安体制確立のための周知・啓蒙を図るため、毎年7～8月にかけて10か所程度で講習会を実施した。

(b) 電気保安功労者近畿経済産業局長表彰

電気保安の優良な工場、事業所及び電気保安に顕著

な功績のあった電気工事業者、個人等について毎年近畿経済産業局長表彰を行っている。また、経済産業大臣表彰候補についても推薦した。

(G) 原子力施設の安全確保

原子力施設の安全を確保するため、原子力発電所の溶接安全管理審査を実施した。また、原子力発電所及び原子燃料加工施設に係る原子力災害対策の支援を行った。

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 火薬類における保安の確保

「火薬類取締法」に基づき、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保するため、製造事業者に対する保安検査の実施及び製造施設等の変更に伴う許可事務等を実施した。

また、火薬類の保安に関し、顕著な功績のあった保安功労者、優良事業所等に対し、隔年で原子力安全・保安院長表彰を実施しているほか、管内の府県担当者からなるブロック会議を開催した。

○保安検査件数 2005年度： 5件
2006年度： 5件

(B) 高圧ガスにおける保安の確保

「高圧ガス保安法」に基づき、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、高圧ガス設備の完成、保安検査機関の指定及びこれら機関への立入検査の実施等の事務を実施した。

また、高圧ガスによる災害防止のために顕著な功績のあった保安功労者、優良事業所等に対し、原子力安全・保安院長表彰を実施したほか、管内の府県の担当者からなるブロック会議を開催した。

○立入検査件数 2005年度： 2件
2006年度： 1件

(C) 液化石油ガスにおける保安確保

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づき、液化石油ガスによる災害を防止し、公共の福祉を増進するため、液化石油ガスの販売事業者の登録、保安機関の認定及びこれら事業者・機関への立入検査の実施等の事務を実施した。

また、管内の府県担当者からなるブロック会議を開催した。

○立入検査件数 2005年度： 15件
2006年度： 21件

(D) ガス事業における保安確保

「ガス事業法」に基づき、ガスの使用者の利益を保護するとともに、公共の安全を確保することを目的とし、一般ガス事業者、簡易ガス事業者等の立入検査を実施するとともに、工事計画等の届出に関する事務を実施した。

また、ガス事業の保安に関し、顕著な功績をあげた保安功労者、優良事業場等に対し、原子力安全・保安院長表彰を実施した。

○立入検査件数 2005年度： 67件
2006年度： 63件

(E) 石油コンビナート等における災害防止

「石油コンビナート等災害防止法」に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害発生の防止のため、新設又は変更に係る石油貯蔵所等のレイアウト確認調査を実施した。

(ウ) 鉱山の保安

(A) 業務実施状況

(a) 災害防止対策

自主保安の基本である保安管理体制の状況を保安検査時に確認し、保安確保に遺漏のないよう指導した。また、管内及び全国の災害発生状況から、立入検査、各種保安部会等において、災害情報を水平展開させ、自山における現況調査の見直しに努めさせた。

特に、ガス中毒による死亡災害が発生したことに鑑み、同種作業形態を有する事業場と共に水平展開によるリスクアセスメントを実施した。

また、坑内粉じんの評価が導入されたことを受け、粉じん作業環境改善のため、粉じん濃度測定、通気の確保、集じん装置の整備を推進するとともに、防じんマスク着用の励行と管理等の保安教育を強化させた。

(b) 鉱害防止対策

鉱業権者に対し鉱害防止が社会的要請であることを自覚させるとともに、鉱害防止対策の実施及び施設の維持管理に重点を置き、鉱害防止に万全を期すように監督した。

休廃止鉱山に係る鉱害の防止について、関係機関と連絡を密にし、補助金制度を活用した鉱害防止対策工事を計画的に実施させた。

監督検査等の実施状況

(単位：件)

	2006 年度
保安検査	49
特別検査	1
鉱害等検査	39
その他検査等	88

(B) 災害発生状況

2006 年度の災害発生状況は次のとおりである。

(単位：人)

2006 年度	死亡	重傷	軽傷	計
金属非金属	1	1	1	3
石灰石	0	0	0	0

(C) 鉱害発生状況

稼行鉱山及び休廃止鉱山において社会的に問題となるような事象は発生しなかった。このため、鉱山及び製錬所において、自主保安体制を普段から実施し、鉱害防止関係施設の点検管理が十分に行われているものと判断される。

8. 6. 中国四国産業保安監督部

(1) 管轄区域

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

ただし、電気事業法、電気工事業の業務の適正化に関する法律及び電気工事士法については、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県のうち赤穂市（1963 年 9 月 1 日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。）、香川県のうち小豆郡、香川郡直島町、愛媛県のうち今治市、（2005 年 1 月 15 日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。）、越智郡上島町。

また、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律において中国四国産業保安監督部長の認定を受けた保安機関の事業所に対する同法第 82 条第 1 項に基づく報告の徴収及び法第 83 条第 2 項に基づく立入検査に係る事務については鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県に加え徳島県、高知県、香川県、愛媛県を含む。

(2) 施策概要

2006 年度においては、電力安全、各種ガス・火薬類・コンビナート保安、鉱山保安の各分野において、以下のとおり取り組みを行った。

(ア) 電力の保安

電力安全においては、電気事業法が自主保安、事後規制体制へ移行したことを踏まえ、電気工作物の設置者・使用者が自主的に適切な保守管理を行うことを前提に、電気設備の立入検査等を機動的に実施し、得られた保安情報を各種会議や研修会、さらにはホームページを通じてフィードバックをし、実効ある保安対策を推進した。また、事故が発生した場合には、正確かつ迅速な情報収集に努め、早期の復旧及び事故の再発防止に向けた指導を行った。

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

火薬類・各種高圧ガス設備の安全及びコンビナート防災については、事業者並びに各県及び関係機関等と密接な連携により事故防止対策の徹底を図った。

液化石油ガスや都市ガス等の保安については、事業者の自主保安体制の一層の徹底・定着を促進するとともに、立入検査及び事業者からの報告徴収、改善命令等の事後規制によって安全維持に努めるとともに、消費者に対し適切な情報提供を行った。

(ウ) 鉱山の保安

鉱山保安については、「改正鉱山保安法」が 2005 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、同年 9 月末日までにすべての稼行鉱山で現況調査を通し保安規程の制定を指導した。

保安統括者会議、保安研修、各地区保安対策協議会等の場を活用した啓発活動の継続により鉱業権者の自主的な保安上の危険把握と対策の実施・見直し、いわゆるリスクマネジメントの普及、定着による自主保安体制の確立を強力に指導した。また、立入検査を通し、鉱山保安法令における基準等の適合性や自主保安体制の確保についての確認を行い、災害及び鉱害の未然防止を図った。

休廃止鉱山対策としては、鉱害の発生防止のため休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金を地元自治体等と連携しつつ実効ある形で執行した。

鉱山における災害・事故情報については、関係各鉱山へメールマガジン等を用い迅速に情報の提供を行い、情報共有化・水平展開による災害防止の推進を図った。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

電気事業用及び自家用の発電所、送電線路、変電所、需要設備等の新設、変更について、処理した件数並びに使用前及び定期安全管理審査実施件数は次のとおりである。

処理件数 (単位：件)

件名	2006年度
工事計画届出	129
定期検査等時期変更承認	32
使用前安全管理審査	42
定期安全管理審査	24
保安規程(変更)、使用開始届出等	7,466

使用前安全管理審査実施件数 (単位：件)

項目	2006年度
事業用電気工作物	7
自家用電気工作物	35
計	42

(A) 主任技術者

電気事業用及び自家用電気工作物に係る電気、ダム水路及びボイラー・タービン主任技術者選任等について処理した件数は次のとおりである。

選任、許可、承認等処理件数 (単位：件)

件名	2006年度
主任技術者の選任、許可及び承認等	5,968

(B) 主任技術者免状の交付

電気、ダム水路及びボイラー・タービン主任技術者免状の交付申請があった者に対して、実務経験等の審査を行い、要件を具備する者に対して免状の交付を行った。交付件数は次のとおりである。

主任技術者免状交付件数 (単位：件)

() 内は再交付の件数で外数

項目	2006年度
電気主任技術者	51 (10)
ダム水路主任技術者	2 (0)
ボイラー・タービン主任技術者	39 (1)
計	92 (11)

(C) 電気事業用電気工作物に係る立入検査

電気事業用電気工作物の保安確保の状況調査をするため、立入検査を実施した。立入検査件数は次のとおり

である。

立入検査実施件数 (単位：件)

項目	2006年度
電力設備	4
水力設備	0
火力設備	3
計	7

(D) 自家用電気工作物に係る立入検査

水力、火力発電所、需要設備等の自家用電気工作物における保安確保の状況調査及び啓発・指導を行うため、立入検査を実施した。立入検査件数は次のとおりである。

・2006年度：63件

(E) 電気保安功労者表彰

電気保安功労者表彰実施要領に基づき、電気保安の優良な工場、事業所及び電気保安に顕著な功績のあった電気工事業者、個人等について、次のとおり原子力安全・保安院長表彰を行った。

・原子力安全・保安院長表彰(管内分)

2006年度：16件

(F) 電気工事業者に係る立入検査

電気工事業者の業務の適正な実施を確保するため、管内の電気工事業者に対して立入検査を実施した。立入検査件数は、次のとおりである。

・2006年度：9件

(G) 特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者の認定証交付等

処理した件数は次のとおりである。

認定証交付等件数 (単位：件)

区分		2006年度
特種電気 工事資格者	認定証交付	34
	再交付、書換え	0
認定電気 工事従事者	認定証交付	200
	再交付、書換え	3
計		237

(H) 電気事故

2006年度の電気事故の発生状況は次のとおりである。

電気事故件数 (単位：件)

電気事故種別	2006年度
人身事故	14
社会的影響を及ぼした事故	0
電気火災事故	1
主要電気工作物破損事故	6
供給支障事故	2
電気事業者へ波及した事故	36
計	59

中国四国産業保安監督部では、電気事故発生した場合、設置者に対して事故状況等の説明を受けるとともに、必要に応じて原因究明及び再発防止対策に係る指導を行っている。

また、最近の事故事例等について、電気主任技術者技術研修会及びボイラー・タービン主任技術者会議を通じて周知・啓発を図り、類似事故の発生防止、保安の確保の徹底に努めている。

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

○ガス事業に関する業務

(A) 一般ガス事業

(a) 認可届出等

「ガス事業法」に基づく一般ガス事業の認可届出等の処理状況は次のとおりである。

(単位：件)

件名	件数
	2006年度
工事計画の届出	4

(b) ガス事業監査及び保安立入検査

一般ガス事業者に対する保安立入検査を次のとおり実施した。

(単位：件)

件数	
2006年度	
本店	支店等
13	2

(B) 簡易ガス事業

(a) 許認可等

「ガス事業法」に基づく簡易ガス事業の許認可等の処理状況は次のとおりである。

(単位：件)

件名	件数
	2006年度
簡易ガス事業の許可	3
供給地点等の変更許可	18
簡易ガス事業の休・廃止許可	2
簡易ガス事業の譲渡・譲受認可	5
法人の合併認可	4
特定ガス工作物の変更届出	44

(b) 簡易ガス事業の立入検査

簡易ガス事業者に対し立入検査を次のとおり実施し、法の遵守、保安の確保等について指導を行った。

<実施件数>

- ・2006年度：43事業者 81地点群

(C) ガス消費機器設置工事監督者の資格証の交付等

「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」に基づくガス消費機器設置工事監督者の認可及び再交付を次のとおり行った。

<2006年度>

- ・認定数：4名
- ・再交付：1名

(D) ガス保安功労者表彰式

ガス保安功労者表彰制度に基づき、ガス事業の保安の確保に顕著な功績のあった者について、原子力安全・保安院長表彰を行った。

(単位：件)

件名	件数
	2006年度
工場等	1
ガス主任技術者	4
ガス保安関係永年勤続者	2

○高圧ガス、液石等に係る業務

(A) 高圧ガス等による災害防止対策の推進

高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動及び消費中における事故発生及び災害の拡大防止のため、防災訓練の実施を支援し、また、事故対策に係る会議等を行い、保安体制の充

実を図った。

さらに、高圧ガス保安協会中国支部及び日本産業ガス協会の実施する講習等を通じて、自主保安意識の向上を図った。

- (a) 「高圧ガス保安法」及び容器保安規則の規程に基づく高圧ガス特別充てん許可

・2006年度 実施件数：47件

- (b) 指定保安検査機関の指定

・2006年度 実施件数：0件

- (c) 大臣認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の現地調査

・2006年度 実施件数：4件

- (d) 大臣認定試験者の現地調査

・2006年度 実施件数：3件

- (e) 表彰の実施

中国管内において、高圧ガスの保安のため、永年にわたり功労のあった者及び事業所を対象として原子力安全・保安院長表彰式を行った。

・2006年度 受賞者数：13者

- (f) 高圧ガスブロック会議

中四国各県の高圧ガス及び液化石油ガス保安担当者会議を開催し、保安行政についての討議を行った。

・2006年度 開催回数：1回

- (B) 液化石油ガスの消費者保安の監督指導

液化石油ガス保安機関の認定、認定の更新及び一般消費者等の数の増加の認可を行うとともに、中国四国産業保安監督部所管の販売店の立入検査を実施し、定期供給設備点検、消費設備調査実施状況等について監督、指導を行った。

(単位：件)

種別	件数
	2006年度
液化石油ガス販売事業登録	0
液化石油ガス保安機関認定	2
液化石油ガス保安機関認定の更新	2
一般消費者等の数の増加の認可	9
当部所管の販売店の立入検査	34

また、保安体制の強化推進及び改正法への対応を図るため、中・四国ブロック会議のほか、各種保安関係会議に参加する等、所要の指導を行った。

- (C) 火薬類の保安維持

火薬類製造所保安連絡会議、中・四国ブロック会議等を実施した。

また、火薬類製造所の保安検査を年1回実施するとともに、製造施設の変更の際、完成検査を実施する等所要の指導を行った。

(単位：件)

種別	件数
	2006年度
完成検査	21
保安検査	4

- (D) 石油コンビナート等災害防止法

第1種事業所等に係るレイアウトの現地確認を行った。

・2006年度 実施件数：2件

- (ウ) 鉱山の保安

- (A) 改正鉱山保安法令の周知

法令改正により新たな自主保安の確立が求められることとなったのを受け、鉱山に対して自主保安を確立、推進させるべく、保安管理体制及び保安規程の整備を指導した。

- (B) 災害防止対策

(a) 重大災害を引き起こすあるリスクについて、鉱山が適正な現況調査を実施しているかどうか、現況調査の評価から得られた保安確保措置が保安規程に反映され、これが遵守されているかどうかを重点的に検査した。

(b) 落盤、岩盤崩壊対策として、適切な採掘法を採用させるとともに、採掘規格、残壁規格の遵守、鉱柱の適正配置、残壁の安全傾斜の保持等坑内、露天掘鉱山の保安確保を重点的に指導した。

(c) 粉じん防止対策として、良好な作業環境の実現・維持に万全を期すため、発生源に対する散水・集じん・施設の密閉等を指導したほか、坑内については、通気系統の確立及びディーゼル排ガス処理装置等の維持管理の強化等を指導した。

- (C) 鉱害の防止

(a) 鉱煙、坑廃水、騒音、振動の排出基準等が適用される鉱山等に対しては、基準適合性を重点的に検査した。

また、鉱害・事故の未然防止を図るべく、各種鉱害防止施設の点検、整備等維持管理状況についても重点

的に検査した。

(b) 休廃止鉱山対策としては、休閉山する前に現況調査を実施させるとともに、その評価結果について保安計画を提出させ、的確な休閉山対策を図らせた。また、自治体等と連絡を密にし、積極的な補助金制度等の活用を図り、鉱害の防止に努めた。

(D) 主な監督検査実施状況

監督検査については、次のとおり実施した。

(単位：件)

	2006 年度
保安検査	25
鉱害等検査	43
その他検査	21
特別検査	0
法 39 条命令調査	19

(E) 災害発生状況

2006 年度の災害によるり災者は、重傷者 3 名であった。

(F) 鉱害発生状況

2006 年度は、鉱害問題の発生はなかった。

8. 7. 中国四国産業保安監督部四国支部

(1) 管轄区域

徳島県、香川県、愛媛県及び高知県

ただし、電気事業法、電気工事業の業務の適正化に関する法律及び電気工事士法については、徳島県、高知県、香川県(小豆郡及び香川郡直島町を除く。)愛媛県(今治市(2005 年 1 月 15 日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。)及び越智郡上島町を除く。)

(2) 施策概要

電気・ガス事業の運営を適正かつ合理的にすることによって、電気・ガスの使用者の利益を保護し、工作物の工事・維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、併せて公害の防止を図るため、電気・ガスの使用者の利益を保護し、工作物の工事・維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保し、併せて公害の防止を図るため、電気及びガス事業者、並びに工作物施設者に対する指導と監督を行っている。

管内の電気事業者としては、四国電力(株)、電源開発(株)、住友共同電力(株)、徳島県、愛媛県、高知県及び大王製紙(株)がある。

また、一般ガス事業者として四国瓦斯(株)があり、簡易ガス事業者は四国ガス燃料(株)ほか 82 事業者がある。

2005 年度施行された改正鉱山保安法規及び「第 10 次鉱業労働災害防止計画」に基づき管内鉱山の実態に即した「鉱山保安監督指導実施要領」を策定し、予防保安の推進と自主保安の確立に努めた。

改正鉱山保安法では、鉱業権者自らが保安上の危機を把握し、必要な措置を保安規程に反映させる等、鉱山の状況に応じた保安確保の立案とその確実な実施により鉱山災害及び鉱害防止等を図ることとされた。以上のことを踏まえ、改正鉱山保安法規の周知を図ることを最重点に、各鉱山の自然条件等に応じた保安確保対策の見直し強化、生活環境の保全のため鉱害防止への新たな観点、手法の取り組みについて重点的に監督指導を実施した。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の安全

(A) 電気施設に関する業務

(a) 電気施設

電気事業用及び自家用の発電所(土木・機械関係を除く)、送電線路、変電所、需要設備等の新設、変更について、処理した件数は次のとおりである。

(単位：件数)

件名	2006 年度
工事計画届出	10
使用前安全管理審査	20
保安規程(変更)届出	4,084

使用前安全管理審査件数

(単位：件数)

設備名	2006 年度
発電設備	0
送電設備	2
通信設備	0
変電設備	0
需要設備	18
計	20

(b) 電気主任技術者

(単位:件数)

電気事業用及び自家用電気工作物の電気主任技術者選任等について処理した件数は次のとおりである。

(単位:件数)

件名	2006年度
電気主任技術者の許可及び承認	2,586
電気主任技術者の選任及び解任届出	310

電気主任技術者免状の交付申請があった者に対して、実務経験等の審査を行い、要件を具備する者に対して免状の交付を行った。電気主任技術者免状の交付件数については次のとおりである。

電気主任技術者免状交付件数

(単位:件数)

交付区分	2006年度
電気主任技術者免状交付	32
電気主任技術者免状再交付	10
計	42

(c) 電気施設の保安取締り

電気事業用電気工作物の保安確保状況を調査するため、立入検査を実施した。立入検査件数は2006年度2件であった。

自家用電気工作物における保安確保状況の調査及び啓発・指導を行うため、立入検査を実施した。立入検査件数は2006年度23件であった。

電気保安功労者表彰実施要領に基づき、電気保安の優良な工場、事業所及び電気保安に顕著な功績のあった電気工事業者、個人等について、2006年度は13件の原子力安全・保安院表彰を行った。また経済産業大臣表彰候補者として、2006年度は3名を推薦した。

(d) 電気工事業等

電気工事業の業務の適正な実施を確保するため、管内の電気工事業者に対して立入検査を実施した。立入検査件数は、2006年度4件であった。

特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者の認定証交付等について処理した件数は次のとおりである。

区分	2006年度
認定証交付	77
認定証再交付	2
認定証書換え	0
計	79

(e) 電気事故

電気事故防止については、電気安全セミナー等を通じ周知・啓発を図っているが、電気事故が発生した場合は、その状況に応じ立入調査の実施又は関係者への来局要請を通じ、その原因を究明するほか、当事者に対し、必要な措置を指示し、事故の再発防止に努めた。

(単位:件数)

電気事故発生状況	2006年度
感電死傷事故	1
感電以外の死傷事故	1
電気火災事故	0
主要電気工作物損壊事故	14
発電支障事故	0
供給支障事故	0
波及事故	8
災害	0

(B) 発電設備に関する業務

(a) 発電設備の保守・保安

電気事業者及び自家用(発電設備)施設者の発電設備の保守、保安等について指導・監督を行った。

水力発電設備については立入検査を実施するとともに、ダム水路主任技術者会議を開催し、発電設備の保守、保安の確保の徹底を図った。

火力発電設備については立入検査等を実施し、自主保安体制の確立について確認を行った。また、ボイラー・タービン主任技術者会議を開催し、法令等の改正状況、安全規制の現状及び事故事例・立入検査結果について周知・発表等を行い、啓発を図った。

(b) 管内発電所の認可、届出、検査等

管内発電所(2006年度148か所(うち内燃力発電所は10,000kW以上、ガスタービン発電所は1,000kW以上、燃料電池発電所は500kW以上、太陽電池発電所は500kW以上、風力発電所は500kW以上))の届出、申請、検査等の処理

状況は次のとおりである。

許認可状況

(単位：件)

項目	2006 年度
工事計画の届出	16
主任技術者選任・解任届	27
定期検査等時期変更承認	19
報告規則に基づく報告	174

安全管理審査件数

(単位：件数)

項目	2006 年度
使用前安全管理審査	7
定期安全管理審査	11

主任技術者免状交付件数

(単位：件数)

項目	2006 年度	備考
ダム水路主任技術者	15(0)	()内は再交付
ボイラー・タービン主任技術者	2(1)	〃
計	17(1)	〃

立入検査

(単位：件数)

2006 年度		
水力設備	火力設備	計
11	15	26

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) ガス事業保安に関する業務

(a) 許認可等の業務

一般ガス事業の許認可等の処理状況は次のとおりである。

一般ガス事業

(単位：件数)

件名	2006 年度
事計画の届出の受理	10
保安規程の届出(変更)の受理	2
主任技術者の選任(解任)届出の受理	5

簡易ガス事業の許認可等の処理状況は次のとおりである。

簡易ガス事業

(単位：件数)

件名	2006 年度
特定ガス工作物の変更届出の受理	4
保安規程の届出(変更)の受理	1
主任技術者の選任(解任)届出の受理	34

(b) 立入検査

一般ガス事業者に対する立入検査は次のとおりである。

・実施件数：1 事業者 1 支店 (2006 年度)

簡易ガス事業者に対し立入検査を次のとおり実施し、法律の遵守、保安の確保等について改善指示を行った。

・実施件数：30 事業者 41 地点群 (2006 年度)

(c) ガス消費機器設置工事監督者の資格証の交付等

「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」に基づくガス消費機器設置工事監督者の認定及び再交付を次のとおり行った。

・認定数：5 名

・再交付：1 名

(d) ガス保安功労者表彰

ガス保安功労者表彰制度に基づき、ガス事業の保安の確保に顕著な功績のあったものについて、原子力安全・保安院長表彰を行った。

件名	2006 年度
工場等	0
ガス主任技術者	3
ガス保安関係永年勤続者	2

(B) 高圧ガス・液化石油ガス・火薬等に関する業務

(a) 高圧ガス等による災害防止対策の推進

高圧ガスの移動及び移動中における事故発生及び災害の拡大防止のため防災訓練を実施する等、保安体制の充実を図った。

(b) 液化石油ガスの消費者保安の監督指導

液化石油ガス保安機関について、認定の更新 (2006 年度 5 件) を行うとともに、原子力安全・保安院所管

及び中国四国産業保安監督部（四国支部）所管所管の液化石油ガス保安機関や販売店の立入検査（2006年度14件）を実施し、定期供給設備点検、消費設備調査実施状況等について監督、指導を行った。

また、自主保安体制の強化推進を図るため、各種保安関係会議等の場を活用し、所要の指導を行った。

液化石油ガスに関する登録・認定

（単位：件数）

種別	2006年度
液化石油ガス販売事業者登録手数料	0
液化石油ガス保安機関の認定手数料	0
液化石油ガス販売事業者登録等謄本交付手数料	1
液化石油ガス保安機関の認定更新手数料	5
一般消費者等の数の増加の認可申請手数料	0
計	6

(c) 火薬類の保安維持

中・四国ブロック会議等への参加、火薬類製造工場の保安検査を年1回実施するとともに、製造施設の変更の際、完成検査を実施する等所要の指導を行った。

火薬類の製造施設に関する検査

（単位：件数）

種別	2006年度
製造施設等完成検査手数料	0
製造施設等保安検査申請手数料	1

(ウ) 鉱山の保安

2005年度施行された改正鉱山保安法規及び「第10次鉱業労働災害防止計画」に基づき管内鉱山の実態に即した「鉱山保安監督指導実施要領」を策定し、予防保安の推進と自主保安の確立に努めた。

改正鉱山保安法規では、鉱業権者自らが保安上の危険を把握し、必要な措置を保安規程に反映させる等、鉱山の状況に応じた保安確保措置の立案とその確実な実施により鉱山災害及び鉱害防止等を図ることとされた。2006年度は、重点事項として、保安規程のPDCA確立を目指し、内容の見直しについての監督指示を行い、また研修等を通じて、リスクマネジメントの普及に努めた。

(A) 危害防止対策

鉱山保安監督指導実施要領に基づき、残壁対策、作業環境粉じん対策について重点的に監督指導を行った。特に残壁対策については、「残壁崩壊防止に係る技術検討委員会」を立ち上げ、管内鉱山の残壁の状況について取りまとめを行うとともに、残壁崩壊事例の調査を行い、原因等の整理検討を行った。また、保安上基本的問題点を内包している災害事例については、類似災害防止のため、管内鉱山に対して災害状況を速報し、予防保安の対策を講じさせた。

(B) 鉱害防止対策

鉱害問題は、地域社会・環境等に及ぼす影響が極めて大きいことから、その未然防止が重要であり、関連施設の点検、整備及び排出基準より厳しい自主管理目標による鉱煙、水質の管理等の措置を講じさせるとともに、積極的に情報収集を図り迅速な対応に努めた。管内鉱山では、建設廃材を扱うリサイクル業を兼業するケースが増えており、採掘跡地等埋め戻し箇所汚染土壌や産業廃棄物が混入しないように十分な受入管理体制を確立させるように努めた。また、休廃止鉱山における鉱害防止については、たい積場維持管理状態、坑廃水の状況変化を調査するとともに、坑水処理経費について補助金を交付し、鉱害防止に対する側面的支援を行った。次のとおり、監督検査を行った。

監督検査等実施状況

（単位：延べ鉱山数）

	2006年度
保安検査	20
鉱害等検査	22
その他検査	1
特別措置法に基づく検査	0
補助事業者に対する検査	6
その他調査	1

また、検査の結果、検査概要を交付し、また、改善の追跡を行った。なお、2006年度における主な検査概要内容は次のとおりである。

関係項目	改善が必要と考えられる事項(要約)
保安規程関係	・現況調査の適正な実施及び記録 ・保安規程の適正な見直し ・保安委員会・保安管理体制の実効性の確立
採鉱関係	・残壁崩壊箇所の監視及び対策の実施
火薬関係	・発破振動低減対策の改善
粉じん関係	・散水の強化
車両関係	・点検整備等実施者の保安規程の見直し ・作業マニュアルの制定、作業員への作業マニュアルの周知徹底
施設関係	・通路の整備 ・コンベアテールプーリー一部の防護
集積場関係	・集積場流出防止の維持管理の実施
鉱煙関係	・バグフィルターからのばいじん漏れの改善
坑廃水関係	・坑廃水処理施設の維持管理の徹底

(C) 鉱山保安表彰

鉱山保安に功績のあった鉱山、鉱山労働者に対して表彰を行い保安意識の高揚に努めた。

(2006年度)

全国鉱山保安表彰者数	4
地方鉱山保安表彰者数	10

(D) 保安研修所開催等

(2006年度)

保安指導員派遣	3 鉱山	
作業監督者等研修所	4回	受講生計 53名

(E) 災害、鉱害問題発生状況

災害2件(1件は重傷1名、1件は軽傷1名(非鉱山労働者災害))が発生した。

災害の種類は、落下物のため(伐採木の落下)及び運搬装置のため(車両系鉱山機械)である。

鉱害事案の発生は無かった。

8. 8. 九州産業保安監督部

(1) 管轄区域

福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県

(2) 施策概要

(A) 電力の保安

発電所、変送電設備、需要設備の設置者に対して、感電や火災、停電事故の防止を図るため保安規制を行い、安全確保に努めた。

(B) 都市ガスの保安

ガス供給を行うための設備の工事やガス事業者の安全管理体制を規制することにより、都市ガス設備の保安確保に努めた。

(C) 高圧ガス及び石油コンビナートの保安

高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱い等を規制することにより、高圧ガスの保安確保に努めた。

また、石油コンビナートに係る災害の発生及び拡大の防止に努めた。

(D) LPガスの保安

LPガス販売事業者に対して、LPガス販売方法の基準、LPガス供給設備や消費設備の技術基準の遵守、保安業務の着実な実施を義務付けることにより一般消費者等のLPガスの事故防止に努めた。

(E) 火薬類の保安

火薬類による災害の防止と公共の安全の確保を図るため、保安管理体制の強化、保安教育の充実を図りつつ、合理的な規制を行うことで、火薬類の安全確保に努めた。

(F) 鉱山の保安

鉱業を営む鉱業権者に対し、保安管理体制、保安確保措置等を規制することにより、鉱山労働者の安全確保と周辺環境の保全を図った。

金属鉱山等からの重金属などの有害物質を含む坑廃水等の排出による鉱害を防止するため、鉱害防止事業基金による支援、地方公共団体等が行う鉱害防止事業に対する補助金制度による支援を行った。

(3) 業務の実施状況

(ア) 電力の保安

(A) 事業用電気工作物及び一般用電気工作物に関する保安の監督等

(a) 電気事業の用に供する電気工作物（発電・送電・変電施設）の新設、増設及び変更の工事の届出の受理、安全管理審査、並びにこれらの電気工作物の保安維持等に関する指導、監督の業務を行った。

(b) 自家用電気工作物（発電・変電・需要設備）の新設、増設及び変更工事の届出の受理、安全管理審査並びに、保安に関する指導、監督の業務を行った。

(c) 主任技術者会議を開催し、主任技術者等に対し、電気保安に関する指導業務を行った。

(d) (a)、(b)の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安規程の届出、主任技術者選任届出の受理及び許可等の処分を行った。

(e) (a)、(b)の公害防止等に関する設備に対する指導、監督業務を行った。

(f) (a)、(b)の施設の設置者及び一般用電気工作物の登録調査機関に対し立入検査を実施した。

立入検査実施件数

項目	2006年度
電気事業用	12件
自家用電気工作物	87件
登録調査機関	4件

(g) 一般用電気工作物の保安に関する指導業務を行った。

(B) 主任技術者免状等

ダム水路、ボイラー・タービン及び電気主任技術者免状の交付業務並びに「電気工事士法」に係る特種電気工事資格者及び認定電気工事従事者認定証の交付業務を行った。

(C) 電気工事業者の登録等

電気工事業者の登録及び届出に係る業務並びに指導、監督業務を行った。

(D) 電気保安功労者の選考・表彰

電気保安功労者の選考、表彰を行った。

(E) 電気事故報告等

電気事故報告等の電気関係報告規則に係る業務、及び指導、監督業務を行った。

(F) 認定学校等

認定学校及び第2種電気工事士養成施設に係る届出処理並びに指導、監督業務を行った。

(G) 収入印紙等徴収実績

収入印紙徴収、手数料納入実績は次表のとおりである。

(2006年度)

徴収理由	徴収根拠	件数	金額(円)
使用前安全管理審査	電気事業法第50条の2第3項	47	5,872,800
定期安全管理審査	電気事業法第55条第2項	22	4,397,900
事業登録	電気工事業法第10条	1	4,400
認定証交付	電気工事士法第10条	242	1,124,400
免状交付	電気事業法第44条	178	1,054,800
計		490	12,454,300

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) ガス事業に関する業務

管内の一般ガス事業者（28事業者）及び簡易ガス事業者（267事業者、1,230地点群）の保安に関する指導、監督の業務を行った。

(2006年度)

項目	一般ガス	簡易ガス	計
ガス事業許可		8件	8件
供給区域等変更許可		19件	19件
工事計画届出	14件		14件
工事計画軽微変更	1件		1件
ガス工作物変更届出		50件	50件
立入検査	19件	40件	59件

(B) 産業保安対策に関する業務

(a) 「火薬類取締法」

火薬類製造工場において、保安検査を実施した。

2006年度 検査件数： 7件

火薬類製造工場において、製造施設等の変更許可に係る完成検査を実施した。

2006年度 検査件数： 11件

「火薬類取締法」に基づく許認可等件数

	2006年度
火薬類製造施設等変更許可件数	17件
危害予防規程変更認可件数	11件

(b) 「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガス法」

「高圧ガス保安法」及び容器保安規則の規定に基づく高圧ガス特別充填許可を行った。

2006年度 実施件数： 8件

高圧ガスの保安のため、永年にわたり功労のあった者及び事業所を対象として高圧ガス保安原子力安全・保安院長表彰を実施した。

2006年度 受賞者数： 12名

「液化石油ガス法」に基づく保安機関の認定等を行った。

2006年度 保安機関認定件数： 5件

(c) 「石油コンビナート等災害防止法」

第1種事業所等に係るレイアウトの現地確認を行った。

2006年度 実施件数： 2件

(ウ) 鉱山の保安

(A) 監督検査実施状況

鉱山におけるリスクマネジメントシステム（PDC Aサイクル）が有効に機能しているかを監査的手法で確認する検査である保安検査を重点的に実施するとともに、坑廃水等の各種基準への適合状況を確認する検査及び万一の場合には第三者へ影響を及ぼすおそれのある施設について管理状況を確認する検査を実施した。

また、重大な災害が発生した際には、特別検査を行い、事後の保安確保に必要な事項については、直ちに改善指導を行った。

(2006年度)

項目	検査鉱山数
保安検査	56件
鉱害等検査	27件
その他検査	27件
特別検査	1件

(B) 保安研修等

保安活動の推進を図るため全国鉱山保安週間における啓発活動を行うとともに、リスクマネジメント手法の鉱山への普及・定着を図るため保安研修を実施した。

また、鉱山保安に功績のあった鉱山、鉱山労働者及び家族等に対して表彰を行い保安意識の高揚に努めた。

(2006年度)

全国鉱山保安表彰件数	6件
地方鉱山保安表彰件数	15件

(C) 助成

休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（金属等）により助成を実施した。

(2006年度)

休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金交付件数	13件
----------------------	-----

(D) 災害発生状況

2006年は死亡0名、重傷2名、軽傷2名であった。

8. 9. 那覇産業保安監督事務所

(1) 管轄区域

沖縄県

(2) 施策の概要

電気事業法、電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の施行業務を実施した。

電気事業法については、自主保安体制に移行したことを踏まえ、電気工作物設置者における保安体制の確認を行い、その効果を把握した。

事業者の自主保安体制の徹底、定着を基礎として、「ガス事業法」、「高圧ガス保安法」、「火薬類取締法」、「石油コンビナート等災害防止法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の適正な運用等によって保安確保の一層の充実を図った。

鉱山における人に対する危害の防止、鉱山施設の保全、鉱害の防止、鉱山における保安技術の改善により、鉱山の保安の確保に万全を期した。

(3) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(A) 発電、変電、送電、需要設備及び一般用電気工作物の保安確保

- ・ 発電、変電、送電及び需要設備等の届出書の審査並びに安全管理審査
- ・ 安全管理審査件数：
 - 2006 年度： 4 件
- ・ 安全管理審査評定件数：
 - 2006 年度： 23 件
- ・ 発電、変電、送電及び需要設備等の立入検査の実施
- ・ 立入検査件数：
 - 2006 年度： 42 件
- ・ 発電、変電、送電及び需要設備等の電気事故に係る再発防止策の確認
- ・ 発電、変電、送電及び需要設備等の主任技術者、保安規程の届出並びに電気及びボイラータービン主任技術免状交付に係る審査

免状交付件数（再交付は除く）

	2006 度
電気主任技術者	12 件
B T 主任技術者	0 件

- ・ 一般用電気工作物に関する調査業務の監督の実施

(B) 電気工事業の保安確保

- ・ 特種電気工事資格者認定証、認定電気事従事者認定証交付に係る審査を実施した。
- ・ 2006 年度の認定証交付件数：
 - 特種電気工事資格者： 5 名
 - 認定電気工事従事者： 27 名

(C) PCB 使用機器使用状況の把握

- ・ PCB 使用機器の報告書の受理
- ・ PCB 使用機器の地方自治体への情報提供の実施

(D) 保安表彰

- ・ 2006 年度は、院長表彰が 5 件（電気工事業者の営業所の部 3 社、個人の部（電気工事士） 2 名、）あった。

(ア) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

各法令に基づく許認可申請等の事務処理、立入検

査等の実施、保安確保のための会議等の開催、保安表彰、災害・事故時の情報収集、再発防止等に係る対応を行った。

(A) ガス事業における保安確保

- ・ ガス事業法に基づく許認可申請等の事務処理
- ・ ガス事業法に基づく立入検査の実施
 - 2006 年度は簡易ガス事業者 11 社（23 供給地点群）に対して検査を実施したところ、8 事業者（19 供給地点群）で不適切事項があり、文書により改善指示（延べ 41 件）を行い、全事業者の改善を確認した。
- ・ ガス主任技術者会議及び簡易ガス事業緊急出動訓練の開催
- ・ ガス保安功労者表彰
 - 2006 年度は、大臣表彰が 2 件（ガス保安関係永年勤続者 2 名）、院長表彰が 2 件（ガス主任技術者 1 名、ガス保安関係永年勤続者 1 名）あった。

・ 事故発生状況

2006 年は、一般ガス事業で 1 件（灯外内管からの漏えい爆発、人的被害なし）のガス事故があった。

(B) 火薬類における保安確保

- ・ 火薬類取締法に基づく許認可申請等の事務処理
- ・ 火薬類取締法に基づく完成検査、保安検査の実施
 - 2006 年度は、火薬類製造事業者に対する保安検査を 1 件実施し、検査証を交付した。
- ・ 九州・沖縄地区担当会議の開催
- ・ 火薬類保安表彰

2006 年度は、院長表彰が 1 件（優良従事者 1 名）あった。

・ 事故発生状況

2006 年度は、事故発生なし。

(C) 高圧ガスにおける保安確保

- ・ 高圧ガス保安法に基づく許認可申請等の事務処理
- ・ 危険物運搬車両の指導取締りへの協力
- ・ 九州・沖縄地区担当会議の開催
- ・ 高圧ガス保安表彰

2006 年度は、院長表彰が 3 件（優良販売事業者 2 社、優良業務主任者 1 名）あった。

・ 事故発生状況

2006 年は、2 件の事故が発生した。内訳は、冷凍

機の冷媒ガスの漏えい1件（軽傷1名）、石油コンビナートの高圧ガス施設における水素ガスの漏えい1件（人的被害なし）であった。

(D) 液化石油ガスにおける保安確保

- ・液化石油ガスの保安の確保に係る指導
- ・九州・沖縄地区担当者会議の開催
- ・事故発生状況

2006年は、5件の事故が発生した。内訳は、漏えい爆発2件（ガスオーブン使用ミス1件、食器乾燥機の修理に伴うガス配管取り外しに係る作業ミス1件、いずれも軽傷1名）、漏えいが2件（20kgボンベ放置による腐食1件、バルク貯槽安全弁交換作業ミスに伴うもの1件、いずれも人的被害なし）、漏えい火災1件（質量販売に係る接続ミス、火傷1名）であった。

(E) 石油コンビナート等における災害防止

- ・石油コンビナート等災害防止法に係る事務処理等
- ・事故発生状況

2006年は、漏えい事故が8件（原油3件、A重油1件、軽油2件、灯油2件、いずれも人的被害なし）発生した。

(ウ) 鉱山の保安

(A) 改正鉱山保安法に対する取り組み

改正鉱山保安法に基づく保安規程の確実な実施、リスクマネジメントシステムによる自主保安体制の整備について鉱山現場における指導を実施した。

(B) 立入検査数

稼行鉱山を対象に非金属、石灰石、天然ガス鉱山について、改正鉱山保安法に基づき保安検査を実施した。

その結果、改善が必要と考えられる事項が認められた鉱山に対し、検査概要を交付した。その交付状況は次のとおりである。

(単位：件)

	2006年度
保安検査（延べ数）	67
検査概要交付	57

(C) 鉱山における保安技術に関する事項

リスクアセスメントの手法を学ぶためのリスクアセスメント研修を開設、管内鉱山から49名が受講した。

(D) 災害発生状況

災害未報告事案（機械のため、軽傷1名）として特別検査及び司法捜査を実施。当該鉱山に対し、行政措置及び当該災害に係る原因究明及び再発防止対策について、監督指導を行った。